

平成23年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成23年9月8日（木）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第45号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第2 議案第46号 瑞穂市まちづくり基本条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第52号 平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第53号 平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第60号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第65号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 請願第1号（平成23年） 地区公民館補助金増額に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮	康弘	書記	清水	千尋
書記	今木	浩靖			

開議の宣告

議長（星川睦枝君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第45号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第1、議案第45号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第46号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第46号瑞穂市まちづくり基本条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成議員。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まちづくり基本条例につきましては、堀市長のマニフェストの中で大きな柱となる内容でございますけれども、私どもも改革時代に一番最初に上げたのが、まちの憲法であるまちづくり基本条例をつくらうということでありまして、そういう意味におきましては、住民の皆さんも参加をされて真剣に議論されてきた、そのプロセスを含めて敬意を表したいというふうに思っております。

ただ、細かいところは別にいたしまして、基本的なところで、もう少し押さえておいた方がいいんじゃないかというふうを感じる点について、実態は意見にもなろうかと思っておりますけれども、御質問を申し上げたいと思っております。

まず、第1点目は、まちづくり基本条例の目的についてであります。

この第1条を見ると、この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長を初めとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

市民が主体の市民参画による協働のまちづくり、これはこれでいいんですけども、例えば日本国憲法を見たとき、地方自治の規定がありますよね。そこで言われておるのは、地方自治の本旨に基づいてということなんです。つまり、その中身をいけば住民自治、住民みずからが参画するというここに書かれた中身。もう一つは、団体自治の要素ですね。これは国からの独立、地方分権的な性格を持つものでございます。ですから、本当言うと、この地方自治本旨の実現ということが基本的なキーワードとして大変重要になってくると思うんでありますけれども、そういう点については審議の中でどういう経過があったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、第4章の市議会及び市の執行機関の責務というところでありまして、第6条で、市議会は、市政の議決機関として市民の意思を代表し、かつこの条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。第2項、市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ議会活動に関する情報をわかりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。第3項、市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとしますということで、解説の方を見ると二元代表制というキーワードも入っておるわけでありまして、極めて原則的な問題として、議会は執行部に対する監視機関であるという、このことがまず第1の基本、キーワードですね。このことが入っていない。

要するに、二つあって、議会としては二元代表制の一翼を担う議決機関としての執行部に対する監視機関、ですね。としていけば、いわゆる地方分権化時代に見合う議会の政策形成、その立案能力を高めていく、それで決定をしていく、この2点ですね。こういう基本的なことが言葉としては入っていないわけですけども、もちろん内容としてはそういうことであることなんでしょうが、憲法でありますので、一番根幹となる基本的な理念ですね、そういうものを明確にしておく必要があるというふうに私は思います。議会基本条例の絡みもありますから、それに譲る部分は多々あるかと思いますが、この第2項の開かれた議会ということに関しましては、あえて本会議、委員会、その他の会議を公開とするというふうなことを市民に向かって明確にしておくことが必要ではないかと。そのことが、市民が開かれた議会として実感として感じるようになるのではないかとというふうに思うところでありますが、どういう議論がなされたんでありましょか。

あとは住民投票条例でありますけれども、第20条に規定がありますけれども、必要に応じて住民投票をやる、その都度条例をつくって、その条例で権利者等々、その50分の1とか、30分の1とかというようなことも含めて条例で規定をしていくということでありまして、最近はとりわけ常設型の住民投票条例、一定の要件をあらかじめ決めておいて、その要件に達すれば、いわゆるまちづくりの主役は市民でありますから、その市民からの請求、さらには執行部からの請求、さらには議会からの請求というものを認めていく、こういうことが必要になっ

てくるし、そういうことを規定した条例も出てきておるといふふうに思いますけれども、なぜ常設型の住民投票条例ではなくて、その都度条例をつくって行う住民投票となったのか。そこから辺の経緯について、お聞かせをいただきたいと思います。

簡単ですけれども、基本的な3点について御質問を申し上げます。

議長（星川睦枝君） 副市長 奥田尚道君。

副市長（奥田尚道君） それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

企画部長がお答えするべきですが、たまたま私、この条例制定にちょっとかかわったという関係上、知っている範囲でお答えをさせていただきます。

まず、目的でございますが、そもそも制定の議論の中で、まちづくりというのがいいのか自治基本条例がいいのかというところから議論が進められました。それで、御承知かと思いますが、憲法と法律が国にもあるわけですね。憲法は何を規定するかというと、国を縛っておるわけですね。そして、法律というのは国民を縛っている。それと同じような概念でいけば、このまちづくり基本条例も市の執行機関等を縛る目的であるというような概念でいえば、憲法というような位置づけもされるわけですが、最初はそういった意見もありました。いわゆる市民との約束という形での内容にしてほしいというようなこともありました。ただ、市が考えておりますのは、まだそこまでは至っていないと。住民自治が成熟して、本当に約束というような形になれば、目的もそういう表現にしてもいいですが、今はまだ参加を促す段階、参加、参画、協働という一連のプロセスを促していくんだと。地域のいろんなイベントも行われておりますが、そういった範囲だけでなく、瑞穂市の行政に市民が直接参加、参画をしていただく、そして協働、いわゆる情報を公開することによって共通理念でもってまちづくりをするというような論議もありまして、現在の目的に落ちついたわけでございます。

そして、議会の位置づけでございますが、これについても議会に相当縛りかける、住民から見て、こうしてほしい、ああしてほしいという意見もありました。これは素案があったわけでございますが、素案は市長が提示したわけでございますけれども、それは二代表制の中で議会がお決めになることであって、この条例には最低限市民から望む声についてを網羅するという形にとどめたわけでございます。その中で、議会基本条例をつくれる動きも出てきましたので、市民の方も一定の、私たちが論議した論議が議会の方へも理解されたんだというようなニュアンスになってきまして、現行の条文に落ちついてまいりました。

それからあと住民投票条例でございますが、住民投票条例というのは既に憲法とか自治法で一定の基準があるわけですね。その基準がある中で、あえてこの条例の中に盛り込んだということの重要性というのは、この20条を見ていただくとわかりますように「市長は」ということになっておるんです。主語が「市長」になっておるんですね。憲法とか自治法で定められている住民投票は、市民が署名活動等を起こして自発的に求めてくる住民投票なんですね。この場

合は、市長がテーマによって自発的に住民投票を起こすことができると。なおかつ、住民投票の事案ごとに条例を定めるということにしましたのは、対象は、いわゆる今の公選法でいう有権者のみならず、18歳以上とか、あるいは外国人にも参政権を認めるとか、そういった内容も出てくるということも考えられまして、あえてここではその道筋だけを表記しまして、個別の投票の内容については条例で規定していくというスタイルをとりました。そういうことですから、ここで着目したいのは、先ほど申しましたように、事案によって、今の民主主義というのは議会制の代表民主主義になっておりますが、この住民投票というのは直接民主主義を意味するわけですが、重要な事案について市長が発案してみずから市民の意見を聞く場を設けるという姿勢を示しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、答弁をいただきましたけれども、まず第1点の目的についてであります。

憲法、法律、それぞれの機能のようなことを話されたけれども、憲法は確かに国家権力を規制していく、そのことによって国民の権利を擁護するという機能を持っております。権力の乱用を抑止するというのが近代憲法の基本的な理念なんですね。その点はそういうことなんですけれども、そういう憲法の中にあって地方自治体の任務としては何なのか、あるいは地方自治の任務は何なのかといったときに、明確に地方自治の本旨なんですね。だから、地方自治の本旨とは何かということ、住民自治と団体自治ということになるわけですね。その実現になるわけです。ですから、そういう意味からすると、自治体においてつくった自治基本条例であれ、まちづくり基本条例であれ、その中の条項として目的の項で、明確に日本国憲法の住民自治を実現するということを規定することは全く矛盾するものでも何でもないというふうに思います。もうこれはできていますから、あえて私は修正案を出してなんていう気持ちで言っておるんじゃないですよ。これからさらに議論を深めていくために。というのは、今、奥田副市長自身が言ったように、プロセスの話をしたでしょう。だから、その点をかりるならば、プロセスですから、あえて修正案を出すということではなくて、今後の検討課題として、あるいは問題意識として大事にしていかなきゃいかん部分ではないか、そういうところに的を当てて議論をしていただきたいというふうに思っております。

次の第6条の市議会の問題につきましても、要するに市民が望むところの規定という側面も、議会の公開だとかということも含めてありますけれども、問題は議会の客観的な役割。二元代表制のもとにおける執行機関と議会という関係のもとでの議会の役割。これは我々、ずっと小学校のときから教えてもらっているように、行政に対するチェック機関だと、議会は。これが一番大事だぞということで、それぞれの議員の皆さんもそのことを胸に持ちながら日々議

会活動をやられておると思うんですね。お互いに確認し合っておるところだと思うんです。ですから、議会としての役割として、執行部に対する監視機能、チェック、これは非常に大事な議会としてなくてはならんものだと思うんですね。それを言葉、目に見える形で規定をすることは大事なことだと思います。説明しなければ出てこないということじゃなくて、あるいは暗黙の了解であるんだからということではなくて、明確に、これは憲法でしょう、まちの憲法と言っておるんでしょう、だったらそのことをとりわけ出す必要があるというふうに思います。

住民投票の件につきましても、条例にゆだねるという、個々については。けれども、これは先ほど申し上げたように、その都度その都度ということであります。発案権の問題につきましても、これは大きな問題だと思う。先ほど壇上から申し上げましたけれども、市民が主役であるという観点を住民投票で具体化しようとする、基本的に請求権者が市民、そして執行部、あるいは議会ということを確認しておく必要があるというふうに思うんですね。ですから、その3点については、今後、あえて修正案は出しませんので、検討をしていただくということできちんと受けとめていただきたい。まずは、ここから出発をするということを考えていけばいいんじゃないかと思います。

ただ、なかなか一回すると、情報公開条例でもつくる時にいろいろ議論をしたんですよ。要するに実施機関をどうするか。つまり、市からお金を出している、何%出している、50%以上とか、いろんな議論があったんだけど、そういうところについても実施機関に入れるかどうか検討すると言ったんだけど、あれができてから、合併のあれですから10年近くたってくるけれども、ちょっと待った、それをもう一回見直そうというふうには具体的になっていないですね。我々もその都度いろんなことを質問していると、それが置き去りに順番にされていく。そういう意味でいうと、今の質問とは関係ありませんけれども、この機会に言っておくと、条例とか例規集を見直す、あるいは新しい条例を調査・検討する、そういう部署というものを執行部の中にきちんと少人数でもつくる必要があるんじゃないか。条例でも非常に古くなって、実態に合わない部分もチェックをすれば多分あると思う。そういうことを専門的にやる部署というのがないですね。国会のように法制審議会だとか何とか、そういうところがない。審議会じゃなくても、そういう部署がね。だから、そういうことも執行部の中で今後検討をしていただければ、今、このまちづくり基本条例の中で今後の検討課題とするといったところについても、恒常的に調査・研究を進めることができる、つまりとまらないということなんですね。今の状態だと、一回つくっちゃうと、とまるんですよ、はっきり言って。そして、その間に状況、周りの環境はどんどんどんどん変化してくるんですよ。そうすると、そのつくったものが過去のものになって、現在を支配するということになっちゃうんですよ。そのことが逆に現代に合わないような状況ができるんですね。そういう矛盾がある。だから、日々チェックを

する作業を怠ってはならない。そのことが、住民が問題意識で持っていることにこたえられる行政、あるいは議会の側の責務になってくるということですね。ですから、実態的には意見になりましたけれども、私の問題提起を受けて、せっかくですから執行部の答弁を求めておきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） まさに西岡議員さんがおっしゃられたようなことを議論の中でやってきました。市としましては、まずスタート点をつくらせてくださいというような表現をしたわけですが、委員の中では、非常に明るい方が見えまして、県内の多治見市の条例を出されて、その条例をベースに検討してはいかがかというような話だったんですね。多治見市は、1回議会でも否決をされておるんですけれども、相当年数を踏まえてステップアップされた条例になっております。私らもそれを学ばせていただいたんですけれども。ただ、借りてきた服を瑞穂市に着せても意味はないんじゃないかということで、とにかくまず参加を促していく、そして参画をしていただくというプロセスを踏まえながら、その暁にさらに高みになれば、個別の住民参画条例とか、いろんなそういう条例も、例えば先ほどおっしゃられました住民投票条例等も枝葉的につくることも可能であると。

それをじゃあどういうふうに担保するかということでございますが、この条例の21条にまちづくり基本条例推進委員会の組織を規定しておりますが、その中の3項に、ちょっと条文を読ませていただきますと、推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては市長に提案するものとしますということで、とにかく市民レベルから見ていただいておりますと、既に内容をもう少し変えてほしいというようなことがあれば、提案権を付与しまして提案していただくということにしております。その提案をしていただいた内容が、例えば議会等にお諮りしまして、それが受け入れられれば、さらにこの条例の中身を進化させることができるんだよということで納得をいただいたわけでございますが、そういった形で、この条例にこだわるわけではなく、さらに普遍的に皆さんが参加していただけるようになれば、市民と行政との約束という観点からいえば、もっともっと内容を変えていけばいいんだよという話もしました。中にはちょっと慎重な、やはり法律というのは一回決めたらこころろ変えるものじゃないよということもありましたんですけれども、でも現実に今の状況、国自体が状況に合わせてどんどん変わっている状況の中で、条例だって同じことじゃないですかと、社会情勢が変われば当然変えてもいいんじゃないんですかというような議論もして、現在の条文に落ちついたわけでございます。そういったことで御理解をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 言うつもりはなかったんですけど、また新たに推進委員会の話とか出たもんで言うておきますけれども、まず住民投票ということはそもそも何でやるかという、何のために存在するかというところをきちっと押さえておかなきゃいけないと思うんですよ。国政であれば国民が主人公である。市政であれが市民が主人公である。主人公が国や市の政治の方向を最終的には決めていく。だから、直接住民に問う、それが住民投票ですね。直接民主主義の制度が地方自治法の中に、それぞれリコールだとかいろんな規定がありますけれども、なおかつその上に住民投票を具体的に施策としてやっていくということの意味は、住民が最終的に決定するんだと考えるならば、その発案権についても市長がでは、そこだけだとするとやはり問題が出てくる。理念との関係で、たすきがかかってしまうというふうになると思うんですね。だから、借りてきたものを瑞穂市に着せても合わない、うまく着こなせない、それはそのとおりなんです。ただ、今の住民投票のことについていえば、借りてきた云々の問題ではなくて、まさに住民が最終的決定権を持つ。ただ、日本の今の憲法上、地方自治法上、法的義務がないから法的拘束力はないというだけであって、実際的にはそれを尊重するという規定によって実施せしめるような動きがあるわけでありますから、その点をしっかりやっていただきたい。

その直接民主主義、市民が主役というところからの関連で、今の推進委員会の問題についても、市民の声を推進委員会を通じて提案するというのは間接的でしょう。こういう機関がなくもいいと言っているんじゃないですよ。こういう機関も必要なんです。けれども、最終的に決定するのは市民なんだというところの価値の重さの問題やね。民主主義の問題はだれかという根本にかかわる問題のところ、逆に言うと非常に技術的というか小手先のうまく流している。けれども、先ほど答弁したプロセスの問題と基本との問題との融合というか統一という観点からすると、ちょっと問題が出てくるんじゃないかというふうに今思いますね。だから、それもまた今後、先ほど言ったように、問題提起したことをどういうふうにしていくかということをお聞きしたわけだから、だからその答えとして、推進委員会でどうのこうのという話が出ましたけど、それも一つあるけれども、私が申し上げたことについて、さらに検討をしていただきたいというふうに思います。もう質問しません。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質疑をさせていただきます。

議席番号4番 庄田昭人です。

議案第46号瑞穂市まちづくり基本条例の制定について、質疑をさせていただきます。

この条例は、議案を提出するに至ったこと、また多くの皆さんがかかわったこと、時間をか

けていただいたことに関しては敬意を申し上げます。

また、このまちづくり基本条例の制定においては、制定がゴールではないというふうに考えております。それは、市民参加、協働のまちづくりを推進する。しかし、そのためには、今言われた委員会の推進やアンケート調査、情報公開などが盛り込まれていますが、この条例を推進するためには経費や運用費がかかってくると考えますが、それは今後どのように考えているのか、見込んでいるのか、また推進させるためにはどのような計画をお持ちなのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいまの庄田議員の、制定後、今後どんな方向に向かっていくのか、それにかかる経費等はどんなものがあるかということですが、先ほど副市長も申し上げましたように、まず制定して、これを住民の皆さんに周知を徹底していきたい。その前段階として、市の職員が改めてこれを理解し、各いろいろな審議会、懇談会、いろいろな場で、そこでこの内容の趣旨を説明して御理解を求めていきたい。さらに、こういう条例ができましたよということで、当然のことですが広報、さらにはホームページ等、冊子をつくるなどで、皆さんに根強いまちづくり対して意欲を持っていただく、そのような形で皆さんに周知を図っていききたいということを思っています。具体的な施策として、こういうものを打ち出すからどれだけ経費が必要かということまでは現段階では考えておらない状況でございます。まず周知を図りたい。これも先ほど西岡議員がおっしゃられたように、当然に社会情勢の変化によっても内容を変えないかんといいところも出てきますし、他の条例、例規関係も、まちづくり基本条例が規範となるものでございますので、その整合性等内部的な調査等も進めていきたい、第1歩としたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第47号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第47号瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、議案第47号瑞穂市防犯カメラの設置及び維持管理に関する条例の制定について質問をしたいと思います。

個人情報関係は別としまして、私の方は、街頭での犯罪の防止、あるいは抑止力の向上というような観点から質問したいと思います。

駅周辺ということで、今回図面に書いてあるような配置図になっておるわけですが、こちら辺に至った経緯といたしますか、そして間隔が非常に狭いと思いますね。20メートルか30メートルの間につけているということで、本当にこれが適正なのか、そこら辺をよく調べて提案されてきておるのか、まずそこから聞きたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今の御質問は、今回の設置は駅周辺だけであると、極めて狭い範囲だが大丈夫かということでございます。

基本的には、防犯カメラが設置されるというのは、ここ数年犯罪が非常に多くなりまして、どこへ行っても防犯カメラが当然のようにしてあるという時代になってきてしまいました。それ以前になりますと、個人情報ということで肖像権の問題があつて、いつも監視社会に置かれるのではないかとということであまり推進されないという状況もあつたようでございますけれども、そうした時代から、犯罪を抑止するということで、防犯カメラの設置ということも徐々に進んできておるようでございます。

それで、今回につきましては、駅周辺の情報を網羅すると。なぜかといいますと、やはり駅周辺での犯罪が多いいということでもあります。駅周辺そのものについては、一度どの程度になるかということ、警察の方も立ち会って、他の市町での駅等をやっておる業者にも声をかけて、一度どんなものだということで一応確認はしております。そうした中で、大体駅前広場の部分についてはこのぐらいでできるだろうということをもって、今回上程させていただいておりますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 二、三年前から、市長さんのマニフェストにもあつたように、各市内に防犯灯をつけていただいて、統計はとっておりませんが、犯罪等も少なくなつてきておるというふうに解釈をしておるわけやね。そういった方法でも、こういった犯罪防止ということになれば、防犯灯でもいいんじゃないかというふうには思います。

私の言いたいのは、本当にこの場所でいいのかと。現実として、駅南から横堤に当たるまでの間で、現実として痴漢とかそういったものは出ておるわけですね。隣の「おさかな」のところへ行って助けを求められているという経緯があるわけですね。私も二、三年前にそういっ

た質問をしました。そういうところも加味されて、こういった防犯カメラをつけてもらうと。駅だけじゃなくて、実際に犯罪が起きているところでもそういった必要性があるんじゃないかというふうに思うわけですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） ただいま議員さんがおっしゃられるとおり、新聞紙上でもいろいろ公表されておりますけれども、駅周辺のみならず、結構、こんなまちの中でこんな犯罪が起こるのかというところでもいろいろ起きておることは事実でございます。そして、全体についても、先般資料でお示したとおり、決して県内では少なくない犯罪件数でございますので、そうしたものが少しでも少なくなるようにということで、安全・安心なまちづくりを進めていくにはいろんな方法があるかと思えます。今回はとりあえず駅前の防犯カメラということでございますけれども、今おっしゃったように、ハード面でいえば街路灯等の必要な照明ということも大事でしょうし、また商店街の街灯も活用させていただく、また市民のお宅の門標等の電灯、門灯ですね、活用していただくとか、いろんな方法で犯罪を少なくする、犯罪の起こりにくいまちをつくるということは非常に大事だと思いますので、そうしたことも必要であれば、また防犯カメラの設置ということも必要になるかと思えますが、いろんな手段をもってそれぞれ犯罪を少なくするまちをつくっていきたいと、そんなことも考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） いろいろ今後検討していくという話ですけど、今回、500万円も使って9カ所ということで、大金でございます。そういうことも含めると、もう少し南の方にも、さっき言いましたように設置をしていただくことを検討していただきたいと思ひます。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第48号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第48号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第49号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第49号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第50号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第50号瑞穂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第51号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第51号平成22年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第51号平成22年度一般会計決算認定について質疑をさせていただきます。

決算につきましては、二つのことを申し上げてから質疑をしたいと思いますが、一つは決算・予算のときは、市のすべての事業について言えると。これは国会でも同じですね。予算委員会とかテレビでやっていますが、一つの観点がそれです。それから二つ目は、決算を先輩諸

議員が9月議会へ大変努力して持ってこられたと。前は12月でしたね。私が議員になったときからずっと見させていただきましたが、どうして9月になったかということ、秋から始まる次年度の予算に向けて決算の見直しが生かせるようにということで9月議会に持ってきましたので、以上二つの観点から幾つかについて質疑をさせていただきます。

まず一つ目ですが、なるべくページ数の若い方からいきたいと思いますが、決算の事業書の15ページ、ほかのページにもありますが、総合センターのキャノピーというのがありますが、これに900万円とそこに書いてありますが、正確には892万5,000円ですね。大変これは要望が高く、車寄せもつくられて、以前に比べるとずっとよくなったと思いますが、難点として使われる方から聞こえてまいりますのは、屋根が高過ぎる、かつ幅が狭過ぎて、本当に必要な雨が強いときとか風雨のときはほとんどぬれてしまうと。1回900万円かけてつくったものを、作り直すということは実際は無理なわけですね。ですから、ものをつくるときは、箱物行政が何とかだと言われますけれど、実際にはものをいっばいつくっていくわけですね、つくっていかざるを得ないわけです。ですから、どういうふうに検討してあの形になったのか。そういう難点を考えると、900万円は大変高過ぎるのではないかという声がございますので、まずこの1点からお願いいたします。

以下、自席にてお願いをいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 総合センターのキャノピー、費用がかかり過ぎるんじゃないかという御意見ですが、これは総合センターをつくった設計会社に設計を依頼しまして、建設等単価に基づいて設計された。もちろん建築確認もとっております。それによって入札を行いました。ですから、その価格ですので正当な価格だと。何を基準に高いかということになるかと思えますけれども、私どもは正当な価格だと判断いたしております。

それから高さですが、まずバスがつけられるようにということで、停車位置につきましては高くしております。バスからおりるときにも雨がかからないようにということで、乗降するところは高くいたしております。

それから、総合センターにつながる分につきましては、総合センターの玄関の高さと比較していただきますとそんなに高いものではありません。高くした理由につきましては、あそこはインターロッキングで歩道にもなっておりますので、歩道を自転車で通られる方が見えます。それも雨降りなんかですと傘を差して通られるということになるかと思えますので、そういった支障にならないようにということで高さを検討いたしました。

幅につきましては、ちょっと高いので狭く見えますが、結構な幅があると思います。風があるときとかいう場合には、やむを得ないものかというふうに考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 今答弁で三つのことをおっしゃいましたね、値段と、高さ、幅ですが。何をもちいて高いと言うかと。これって、今はネットで調べる人がいまして、業者の価格も全部出てくるんですね。これで調べて、単価も全部出ていますね。何種類も、こういうキャノピーがありますというまで。それで、それを見て、もっと安くできるはずだと言われるんです。それでも難点がほとんどなければ許されると思うんですが、今、高さ、幅を言われましたが、まずバスの乗降にと。あそこにバスがとまっているのは見たことありませんが、たまにはとまるんでしょう。そのたまにとまるバスに合わせてつくったと。

それから、総合センターの屋根に比べてくださいと。総合センターの屋根の高さに合わせて設計をとるといっておかしいんじゃないんですか。歩く人のためにつくったんですから。

もう一つ、自転車が通ると言うんですけど、歩く人のためにつくったんですよね。原則法律的には、自転車は歩道は通れません。ということは御存じだと思います。今のキャノピーがあるところを自転車で通る人はほとんどいませんね。もうちょっと南のところは、総合センター南の信号からこっち、市役所へ来るときに通りますね。私もあの歩道は通りますが、キャノピーのあるところを自転車で通る人はほとんどいないわけです。横に、その西側に道路があるわけですから、自転車は原則道路を通るわけですから、法律的にもおかしいし、それを認めるのは。それから、実際に少ないわけですから、自転車で通る人は。あくまで歩く人のためですね。駐車場から、または車寄せから歩く人のためということですので、利用者が不便だと言っているときには……。

よろしいでしょうか、私語はお慎みください。

利用者からそういう声があるときに、バスのためにつくった、総合センターの屋根に比べてつくった、自転車のためにつくった、その三つを理由に言われましたが、あくまで車寄せから総合センターの入り口まで歩く人のためにつくったわけですから、これ以上申しませんが、今後ものをつくるときには、多額のお金をかけるわけですから、判断の観点ですね、設計を業者任せにせずに、ちゃんと現場へ行って、この屋根の高さ、この幅でどうだろうと点検をして決定していただきたい、ほかのこともですが。ということをお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 1点訂正させていただきます。総合センターの屋根と申しましたが、屋根じゃなしに1階玄関のロビーの出ている分ですね、そのロビーの高さというふうに訂正をさせていただきます。ロビーの玄関の高さと訂正させていただきます。

それと歩道につきましては、現実に通っているという事態を見て、ですから、車道を通るべきかもしれませんが、通っておるのを見て、通る人があるということで、そういった場合に支障があってはいけないということで。それで歩道も、1.5メートル以上の歩道については、自

歩道ということで自転車が通ることが可能なんです。できるんです。ですから、通る場合を考えてつくりました。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方から御答弁申し上げます。

今、キャノピーのことについて御質問いただいておりますが、実は私も、はっきり申し上げて、ちょっと失敗したなあということを思っております。ということは幅が、あれだけのあれをつくるんでしたら、もう少し幅のある、ちょっと横降りがあってもできるような幅にしてあげればよかったなあということをつくづく感じております。単価的なことにおきましては、いろんなあれで出ていると思っておりますが、あの工事は車寄せをやりました。道路もこちらインターロッキングでございますし、基礎も相当大がかりな基礎をやっております。私はそういった工事のことをある程度知っておる人間でございますが、もう少しお金をかけても広くしてやればよかったなあと逆に思っておるところでございます。ちょっと幅が狭かったなあ。それ以上のことは申し上げません。そのことだけは、だれもが感じられておりますが、幅さえあったら言うことがないなあということをお感じになると思います。そういうことで、今後そういう関係におきましては、設計、いろんなことにおきまして、もうちょっとしっかりと検討を加えながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 行政の方々が使われるお金は全部税金ですから、自分のお金ではないわけですから、100万、1,000万、億単位のお金を動かすわけですから、その利用者ですね、市民のためにどういうのがいいか、今後のために私は申し上げておりますので、今、市長が言われましたけど、失敗だったなあという部分ですよ。全部とは言いませんので、つくったことはよかったと思います。部分は、今後の100万、1,000万、億単位のお金を使うときに、ぜひ生かしていただきたいと思っております。

次に、25ページの弁護士費用についてお尋ねいたします。

これは何年前でしたか、去年の今ごろでしたかしら、西岡議員が取り上げたと思っておりますが、20年間同じ弁護士ではないかと。この議事録を読まれた方が見えまして、私がきょう質問させていただくのは、住民の皆様からいただいた御意見がほとんどだと思っております。

まず、弁護士のお金が、委託料が120万とそこに書いてありますね。それから、裁判報酬というのが31万5,000円ですかね、これの足し算でいいのかと思っております。まず1点、これがお2人だそうですが、150万かかっているわけですが、監査委員はお2人で平成22年度は年間60万円、2倍というか2分の1ですね、いかにも高いのではないかと。それから、同じ方が20年もやるというのは、地元の若い弁護士が育つ機会を奪うことになるのではないかと。ニュース

でやっておりますが、弁護士を2倍にふやした結果、若い弁護士さんの働く場所がないんだそうですね。こういうことも公を預かる身としましては配慮すべきじゃないかと。解決策の一つとして、瑞穂市は弁護士の設置要綱をつくったらどうかと。定数、任期、報酬等の設置要綱を御検討いただきたいと思うんですが、お答えをお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、御質問の件は、22ページの顧問弁護士の委託料120万円。これについては、今現在、顧問弁護士さんはお2人ですので、月5万円ずつということでお支払いをしておるとのことでございます。

そして、25ページでは土地の関係で31万5,000円ありますが、これは個別の裁判の場合の参加の費用でございますので、これについては別ということと考えていただきたいと思います。

そうしてから、長い間お2人の弁護士さんで決まっておるんじゃないかとかいろんな御指摘がございました。これらについても、一度見直す必要があるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ちょっと語尾が聞こえなかったんですが、何でしたかしら、すみません。

総務部長（早瀬俊一君） 見直していきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 見直す中身は、設置要綱とかをつくるという意味ですかね。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） どのようにお願いをするかという方法をいろんな観点から検討していきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） その検討が形に出るようにと願っております、設置要綱とかね。外から見えるようにですね、要するに。

それから、ふれあいホームみずほについて、36ページに利用者が延べ94人と、1年間の利用者がですね。これも去年の決算のときにも私申し上げたと思うんですが、いかにも少ないと。施設につきましては、今度、外部監査が入りまして、ふだんいてくださる監査委員の方もおっしゃっていますし、外部監査でも言われていますが、稼働率・利用率をもっと上げるようにと。多額なお金を使ったわけでありましたが、現在私が周りからお聞きしていますのは、親子で使えないかと。この親子の子は、子供の場合もありますし、それから30歳の息子を持っているとい

う方も生活訓練を一緒にしたいと。申し込んだら、4時半までに入らなきゃだめだとか、親子では使えないとかというふうに言われたそうですが、あそこは生活訓練の場ですね、自立生活訓練。それが必要な障がい者というのは本当におりますので、親子で、そして二つ以上の親子、3家族とかで、定員がございますので、それに入る数ですが、仲間づくりも本当に必要ですので、仲間づくりと、あと生活訓練のために、委託先の指導者が入るんじゃなくて、入っていただいても結構ですけど、入るとお金がかかるんでしょうかね、親子でできるというのが基本ですが、その辺はお任せしますが、こういうことをして稼働率・利用率を上げるという方向はいいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ふれあいホームみずほの件でございますけれども、この22年度の決算におきましては、先ほど議員が述べられましたように、94人でございました。これは豊住園の改修工事の関係でございまして、21年度よりは延べの利用人数は減っております。しかし、包括外部監査等監査委員の方からも、この利用について少ないという御指摘をいただいております。23年度よりこの利用回数を、要は金曜日・土曜日でございましたけれど、それを2回にしております。週7日のうちの4日は利用させていただいております。その中で、あと残りの分を有意義に施設を使っていくためにどのようにしたらいいかということで、社会福祉協議会の方にも持ちかけをしまして、利用をしていただくようお願いを申し上げます。

そのほかに、議員お話のことでございますけれども、そのほかの今の3日間の利用されていないときに、目的外使用としまして、何でもというわけではございませんけれど、この施設に合いました施設の利用の仕方も考えられると思いますので、またそういう申し出がございましたときに私の方で検討させていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 申し出がございましたときにといっても、申し込んでいいのかどうかというのは今まで周知していないわけですから、徐々にだと思いますが、関係団体とか相談があったときに、目的外使用というのは大体おかしいと思うんですけど、全部自立支援のために利用したいわけですから。ただ、条例に反するわけですね。あれは18歳以上でなければだめとか、指導員がついてという条例になっていますから、そうであったならば条例改正も含めて、目的に合致した人は皆さん使えるようにと機会をふやしてあげていただきたいと思います。

関連しまして、36ページに相談支援センターに委託事業というのがございまして306万円使われておりますが、これを見ますと、知的2、精神3で、去年も申し上げましたが、特別支援学校が岐阜県内で6校もつくられるほど発達障がい非常にふえているわけですね。ですから、発達障がいも、これは22年度の決算ですと出てこないのかもしれませんが、ぜひ明記をして

いただきたい。前に申し上げたときに、来れば相談に応じているからというお返事をたしかにいただいたと思いますが、広報等で初めから明記をしていただきたいと思います。発達支援法は、6年前ですかね、つくられたのが。ですから、支援や理解を受けないで大人になってしまった

大人ですね、もう子供じゃなくて 若者と大人がいて、家族もいるわけですから、ここが穴になっちゃっていますので、そういう方の方が、今の子供たちは1.5歳で赤ちゃんのときから支援を受けていますので、そういう人たちに間に合うような相談委託をぜひ道を広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ただいまの御質問でございますけれども、今、障害者福祉計画を立てております。その中で、議員御指摘のこと、要望等を、そういう御意見もあるということをもた踏まえていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ちょっと戻りますが、26ページに牛牧南部コミセンに二千何百万かけていまして、これは先ほど申し上げました施設の利用率・稼働率を上げるということに関連してきますが、夏休み中に、夕方あそこへ行きましたら、中学生が3人入り口のソファのところに並んでいまして、「おばさん、僕たちも使えるようにしてよ」と、4時ごろでしたけど。市民センターに行くと、市民サロンですかね、いすと机があるよと言いましたら、あんな遠くまで行けないと言いました。

まず、私が相談を受けまして牛牧南部からですが、他の施設も含めて申し上げますが、長期休暇、夏休みとかですね、あと土・日とか休日、それから夕方ですね、4時過ぎとかを、中学生以上にすればいいと思うんですが、優先的に使えるという枠をつくっていただきたいと思うんです。夕方に乳幼児とかはほとんど来ないと思うんですね、親子は。小学生はお帰りチャイムまでいるかもしれませんが、ずうっとあくはずです、夕方は。お帰りチャイムは5時ぐらいに早いときは鳴りますかね。それに合わせて6時ぐらいまでは使えるようにして、次世代育成支援法でも、中・高校生の居場所をどうするかというのが、傍聴してましたら話し合われましたが、それに対する対策は一つもとられていないんじゃないでしょうか。とりあえず各コミュニティセンター、あと市民センターのロビーと市民サロン、それから総合センターの2階も随分ふだんあいていますね。ああいうところに、例えば総合センターの一番奥のところに机とイスがいっぱいあるのは御存じでしょうか。あそこはすごく使われています。中・高校生も、ふだんの方も、大人も来て、お弁当を食べたり、何か打ち合わせをやったり、ああいうふうでいいと思うんですね、机とイスは。安い折り畳みで、別を買わなくてもきっとあるだろうと思うんです。そういうのを置くと、何か施設が使われるときは、きょうは何かの行事のために

使えませんということだと思います。ですから、何も施設はとりあえず要りませんので、長期休暇、土・日、休日、夕方ですね、優先的に少しずつ中学生以上の居場所をつくったらいかがでしょうかという質問でございます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、南部コミュニティセンターというお話がございましたので、ほかの施設もありますけれども、各コミュニティセンターの方へ、基本的にはいろんな施設の申し込みがなければ、あとあいておるときであれば自由に利用していただいています、今現在も。特に南部のコミュニティセンターについては、入り口を入ったところにホールがありますが、いつも見えるのは幼児を連れのお母さんが非常に多いからということで入りにくい雰囲気があるかと思えますけれども、あそこもホール等ではかなりの小学生や中学生が遊んでおるようでございますので、それぞれの館の方でいろんな人が入りやすい雰囲気をつくってくださいということを先日お願いしておきましたので、そのあたりも含めて配慮するように指示しましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

他のホール一般につきましても、今言われたように、どの施設もそうですけれども、できる限り入りやすい雰囲気をつくってあげるといことは非常に大事だろうと思えます。総合センターも最初から、企画したときに、私、立ち会ってきたわけでございますけれども、今、いろいろな使い方をしてもらっているところを見ると、本当によかったなあと思ったりもしますし、市民センターのサロンもいろんな子供さんが使ってみえます。コミュニティセンターについては玄関を入ったところ、特に本田コミュニティセンター等も入ったところに幾つか机等を置いてございますので、入り口がありますので入りにくいわということじゃなくして、入っていただいみんなに利用していただくという雰囲気をつくっていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 基本的にそういう姿勢でお願いします。

あと表示ですね、中学生以上もお使くださいとか、今まで使っていないわけですから入れないわけですね。あと時間枠ですね。1回やってみると。だんだんなれてくれば、小さい子がいるかもしれませんが、小さい子のいない時間ですね、時間枠を優先的に使えるという時間を。あと机といすですね。これは欲しいと言っていましたから、何かやるのに机といすを、どこかに余っているので十分だと思いますが、ちょっとでも置いてあげていただきたいと思います。施設の利用率を上げるために改善をお願いしたいと思います。

次に、51ページのふれあいフェスタのことですが、917万円使われています。ふれあいフェスタの実行委員会に、昨年、22年度にお聞きしましたら、決算額は995万円でしたと。内訳も

お聞きしておりますが、1,000万円かけているわけですね、2日間で。私も参加させていただいておりますが、これは1日がいいのではないのでしょうかということと、職員の方が2日間詰めるわけですね。あれは残業手当がついているのでしょうかしら。その辺をまずお聞きいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず、1問目の一番最初の費用の問題ですが、これは決算書を確認されたとおり、市の委託としては917万出ておりますが、あとその他、JAとかいろんな補助金を含めまして、実際の事業費は九百何万になっております。

それと2日間の話ですが、一昨年、その前もそうですが、2日間実施をしております。今年度、23年度も2日間で実施する予定をしております。これについては、実行委員会の方でも検証しておりますし、天気の関係、いろんなことから2日間で今のところ23年度については実施する予定をしております。特に実行委員会でももう一度、その辺についても協議を、実施後に検討をもう一度したいとは思っております。

それと時間外については、職員についてはすべてボランティアという形で協力をしていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ボランティアだからいいという話ではありませんよね。残業手当がつくから悪いとかいいという話でもありませんよね。うなずいていただいて、ありがとうございます。

ふれあいフェスタですね、同じようなことを2日間やっているわけですから、今、天気もあると言いましたが、天気が悪かったら順延すればいいわけですからね。順延か日を延ばせばいいわけですから、1週間とか。ですからこれは、あの内容を見ていると2日間の必要があるかと非常に疑問です。実行委員会で見直してくれというのはちょっとおかしいと思うんですよ。私は委託金のことを言っているわけですから。今度、委託が外部監査になると思うんですが、取り上げるという話ですね、これは取り上げられるんじゃないかなと思うんですね。ぜひ市が2日間やって1,000万円近く出すということ、外部委託や実行委員会任せにするのではなくて、皆さんで協議していただきたいと思います。

次に55ページ、除草関係を申し上げたいと思いますが、瑞穂市は川が多いので、除草工事が随分ありますね。ここでは2,664万1,000円と書かれております。除草工事というのは、大きな機械を持っている大きな会社じゃなくても、小さい会社でもできるわけですね、ふなれといえはふなれでしょうけれども。これが、ずうっと調べてみました、私。平成19年からことしの23年まで5年間ですが、22年は去年ですが。そうしたら、業者がほとんど一緒ですね。指名業者

がほとんど一緒。それから、川によって毎年同じ業者ですね。全部を読み上げてもいいんですが、一つ目、犀川、二つ目、糸貫川、三つ目、天王・新堀・宝江川、四つ目、長護寺川・政田川、五つ目、五六川、六つ目、中川、これが毎年同じ業者に落ちていきますね。

そのことから申し上げたいんですが、市内のもう少し、今、業者も大変ですので、今までかかわっていなかった業者にも入札を広げられないかという話と、なれているといえはなれているでしょうが、毎年同じ業者に、私は19年からしか調べていませんが、その前も同じだったんかしらと思うんですが、これはちょっと問題じゃないかと。今どの業者も、少しでも仕事が欲しいというふうですので、2点御答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 御存じのように、市内には河川がたくさんございますので、除草工事については、大半が1級河川ですので、県の委託を受けて、今、除草工事を行っている状況でございます。それと、国交省の関係については年2回ということで、国交省の方もやっておりますし、その中についても市の方でも別に路肩1メートル分についてはやっております。それと作業については、大きな機械を持っているところに限定しているわけではございません。それから、草刈りについては、ハンドガイドという形とか、あと肩がけの草刈り機で実際にはやっていただいておりますし、業者の選定につきましても、市内の業者を、B級とかC級、金額に応じて発注しておりますので、ほとんどの市内の業者の方を選定しているという形になっていると思いますし、市外の業者については、国土交通省が発注しているものについては国土交通省が発注している業者に委託していますし、市内の除草工事については、今のB級とかC級の土木一般の業者の方をお願いしているのが実情でございますので、たまたま業者が一緒になっているのは、指名競争入札を行っておりますし、当然市の方へ成果品をいただくわけですが、そのために測量、それからいろんなことがある関係で、コストが安くなってきているのではないかなというふうに推測しますけれども、特にうちが随契でやっているわけでもございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。受注の機会はとれるようにふやしていきたいというふうには思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） なかなか御理解できないんですが、業者は、全部表にしている市民がいます、8業者ですね。たまに一つ入れかわったりしていますが、ほとんど8業者でやっていますね。8業者しかないわけじゃないですよ、草刈りをできる業者が。ぜひ広げていただきたいこと。

それから、今言われたコストのことですね。私は23年まで調べたんですが、毎年指名業者が同じで、そして落札する業者が同じという場合は、私は5年間だけ調べたんですが、これは金

額が安くなっていくものなんですか、それとも全く同じなんですかね。微妙に何十万か違う、それから100万ふえているというところもありましたが。今、路肩のところは除草シートですかね、防草シートと言うんですかね、緑のシートを張ったり鬼芝みたいなのをつくっちゃっているところもありますよね。そうすると面積が減るんじゃないかなあと思うんですけど、100万もふえているところというのは、犀川がふえていますけど、こういうふうにした場合はコストはコンスタントに予定価格を組むのか、安くなるはずなんじゃないかなあと思うんですけど、ほかの仕事も安くなっていますよね。この辺をお答えいただけますか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 僕が今言いましたコストにつきましては、請負業者の関係ですので、そういう関係で安くなって落札されているんじゃないかという想定で言いましたので、それから費用については、ふえたりなんかは当然出てきます。施工面積がふえたり、いろんなことで変化をしますので、減ったりふえたりは出てくると思います。現場の状況で変わってきますので、例えばのりの刈り幅がふえればあれですし、先ほど言われましたように防草シート、1級河川については防草シートをやっていませんので、そういうことで変化はしておりませんが、減れば減りますので、現場の状況で変わってきますので、いつも同じ面積ではございませんので、その辺を御理解いただきたいと思います。ちょっと熊谷さんが言ってみえることと答えが違うかもしれませんが、現場の草刈りの面積によって変わってきますので、発注の方も変わってきますし、すべて変わってきますので、毎年同じ面積で発注しているわけでございませんので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そういうところが明るくないもんですからよくわからないんですけど、同じ川で同じ業者がやっていたら、川が延びるわけじゃないし、面積は、長さというか、同じものじゃないんですか。減ることはわかりますよ、芝が張るようになったりシートを張るようになったから。ふえるというのは、どういうところでふえるんですかね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） たまたま先ほど犀川の件を言われましたが、これにつきましてはふえた原因は、5メートルぐらいですか、長さを決めて当初発注をしておいたものが、現場の状況を見ましたら、もう少し、1メートルとか2メートル刈った方がいいだろうということでふやしておりますので、面積がふえたということでございますので、川によっていろいろ変化をしてきます。例えば刈らなくてもいいところ、護岸のブロック積みをやったとか、工事でやったとか、そういうところで減ったとかいろんな変化がありますので、例えば長護寺川でいきますと、河川改修によって草刈りの面積がふえたり減ったりしますので、河川によって状況

は変わってきますので、いつも同じではございませんので、変化しております。

それからもう一つ、特に緊急除草ということで、通学路とか散策路で別にちょっと草刈りをやったりなんかしている関係もありますので、河川によっていろいろ変化をしておりますので、特に河川によって通年変わるということではございませんので、そして河川によってはもう一回余分に刈ったりなんかしている部分もありますので、通学路については状況に応じて追加発注したりなんかしておりますので、すべてが特に一緒ということではございませんので、御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、草刈りのことにつきまして御質問いただいております。

御案内のように私どもの瑞穂市、市内に12本の1級河川がございます。これは県管理でございます。ところが、草刈りの関係で県の方から委託と。以前は県の方も相当な予算を見てくれたわけでございますが、現在は大きくそれも減っておるわけでございます。そういう中で、草刈りを市内の業者をお願いしております。いつも同じような人がやっておるんじゃないかという御質問でございますが、入札はきちっとさせていただいております。年によりまして、部分的に面積も多少多くなったり少なくなったりすることもございます。そんな中において、単価はちょっと私の方は厳しくしております、業界からもいろいろ言われておるところでございますけれども、そういう中でしっかりやっております。できればコストを下げするために、できるだけ業者の近いところの、川に近いですね。先ほど部長の方から申し上げましたように、歩道の奥の方なんかは1メートルぐらい先に刈るとか、こういうこともございまして、できればそういう方に草刈りは、本当の話はだれもあまりやりたくない、歩に合わない仕事でございます。そういう中で市の業者をお願いしておりますので、決して入札の関係も、去年これだけであったからまた同じ価格と、こういう形でやっておるわけじゃございません。そこら辺はシビアにさせていただいておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたしますと思っております。

先ほどの質問の中で、ふれあいフェスタの関係で御質問がございました。これに900万、大きなお金を使っておるんじゃないか、なぜ2日間やるのかということでございますが、実は天候が一番心配でございます。1日でございましてと繰り延べればいいと。全くそれはできません。いろんなイベントの関係は繰り延べはできません、はっきり申し上げまして。テントをあれだけ張りましても、1日でも2日でも単価は同じでございます。近辺の神戸町や安八町、いろんなところを見ましても2日間やっております。少しでも多くの皆さんに御参加をいただく。特に、メインになりますステージも設けております。できればこのイベント、ふれあいフェスタを、まだ市民の方はごく一部しか知っておりません、はっきり申し上げまして。なぜかといいますと、旧巢南の方でやっておりますので、できれば瑞穂市の中心でございましてこの周辺で

やりたいわけですが、とても駐車場から何かのあれで市のふれあいフェスタとなりますとできんわけですが、そういう関係で向こうでやっておるわけですが、中学校も三つございます。生徒のいろんなあれも本当に参加をしてもらいたい。そういう形になりますと、できるだけ多くの人に参加をしていただくということを考えますと、2日間、そのかわり1日雨が降っても1日はできる、こういうところがございます。近隣のいろんなところも調査をしながらいろいろやっております。お金が900万というところがございますが、これは各市町のイベント、いろんなことをやっておりますが、一遍御調査をいただきましたら、瑞穂市くらいこういったイベントにお金をかけておらんとところはあります。羽島でも、あの花火一つだけでも、わずか3時間の間に2,000万のお金を使う。もちろんそのほかのイベントもやっております。本業におきまして、年間でそういうイベント、人と人の交流の關係に相当なあれ、また市内の企業、人、いろんな触れ合いをするには、瑞穂市だけがわずかなあれでやっておるわけでございます。近隣もお調べいただきまして、ひとつお考えをいただきたい。本当に瑞穂市の場合はイベントに使っておるお金は少ないなと思っておるところでございますから、こちら辺も御理解をいただいて、みんなで盛り上げるように、もっとさらにその2日間が生きるようなことを逆に御発想いただきまして、御提案をいただけたらありがたいなと、このように思っておるところでございます。よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） すみません、なかなか御理解できない頭なもんですけど。穂積と巢南を殊さらに言うつもりはございませんが、汽車まつりも雨が降ったらその場ですよ。雨の日用にさらに用意するわけじゃないですよ。こういうお祭りというのは、雨が降ったら仕方がないと。雨の日用に2日間設定していくというのはおかしいと思うんです。

あと5,000円、ボランティア団体からも取りますね、あのテントを張る代を。ああいうことも、これだけ1,000万近く取っておいて、ボランティア団体からもお金を取っているようなことですので、そして汽車まつりというのは、汽車まつりは2日じゃないかと言いますが、つまり雨の日用の担保をかけていないという意味ですけどね、私が言うのは。住民の皆様の声を聞いて見直していただきたいと思います。

残り10分ですが、二つだけ一緒にお願います、時間の関係で。

60ページに防災無線で6,850万。7,000万かけましたね、平成21年と22年で。これがまだ聞き取りにくいと。聞こえないというよりは、聞き取りにくいということですね。私は、おかげさまで自転車で走り回っていますので、あちこち走っているときに防災無線がかかることがあるんですね。そうすると、これはどこから聞こえているかなあ、あそこからやと。ずうっと走っていくと、どこかほかのところから聞こえるはずですよ、端っこでは。それは聞こえないん

です。ですから、聞こえない、または聞き取りにくいところが、高い建物もふえていますのであるんだろうと思います。でも7,000万もかけて新しくしたのを、これ以上お金をかけることはないと思うんですね。それで、私たちは、諏訪市に議員研修に行ったときに防災メールをやっているというのを学習してまいりました。NTTのエリアメールだと無料だそうです、ソフトバンクとかは対応していないと、機種によっては。この携帯メールですね、こういうのとか、防災ラジオからも聞こえますが、今の時代はいろいろ手段がありますので、市民の生活もいろいろになっていますので、そのときに市内にいない人も多いわけですから、こういうのを検討したらいかがでしょうか。

いま一つ42ページ、清流みずほの乳幼児の、おひさま保育園ですかね、これで定員がオーバーしていますね。補助金を2,551万円出しているんですかね、運営費に。補助金を出す以上は、その運営にきちんと口も出すというふうでないと、赤ちゃん保育にこんなに定員オーバーをしてもいいんでしょうか。あそこにつきましては、おやつが少ない、庭が少ない、おもちゃが少ない、保育士が定着しない、幾つものいろいろ聞こえてきますが、そういう点の、運営の仕方を含めて、全くこういうのを見過ごすのかと思うんですが、その2点をすみません、お願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災無線につきましては、高い建物とか住宅等ができてくる場合に、どうしても聞きづらいところも多少あるかと思しますので、そうした御意見をいただいております。最終的にどうこうということではないんですが、状況によってはラッパの数をふやしたりとか、出力を大きくしたりとかいう多少の調整もできるかと思しますので、そういうことを工夫しております。

そうしてから、災害時の場合にいろんな手段を使うと。これは、一つだけの手段ではいけませんので、そうした考え方は必要だと思います。一般質問等でもしてみえる方もありますので、今、整理をしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 施設の面積ですね、余裕を持っておりますので、その範囲内で定員をふやすことが可能ですので、こういったことを認めているということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 42ページの定員が、赤ちゃん保育で8人定員オーバーですね。これは、今の御答弁によると、基準を満たしているからということですよ。前にも清流みずほ保育所についていろいろな声を聞いたときに、これは委員会でしたけど申し上げましたら、基準を満

たしているからと、そういう答えでした。市民からいろいろ苦情が来ていませんかと言いましたら、そのときは児童高齢課だったと思うんですが、来ていますと、受けていますと。それは伝えているんですかと言ったら、基準を満たしているので伝えませんという答えでした。今度、清流会に補助金を出すことについて、公立の保育所と、私立の保育所と、別府保育所を比較した表が出ていますね。あれを見ますと、基準は私立も同じなわけで、別府保育所の方が随分ゆとりがありますよね。もし今の考えでいけば、基準ぎりぎりいっぱいしか庭をつくらんとか、すべて基準どおりに公立もすることができるわけですよ。定員も基準を満たしていればオーバーしてもいいということになりますけど、補助金を出している以上責任があると思うんですが、基準なら何も言わないという姿勢は貫かれるのでしょうか、今後も。ちょっとそこだけお答えください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 基準以上は全く無理ですし、基準の中であれば、それだけ希望者も多いということで、なるべく受け入れたいということがございまして、その範囲内でということと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） よくわからないんですけども、じゃあなぜ定員をもっとふやさないんですか、初めから。基準にゆとりがあるのなら、初めからもっと70人とか68人とかできるわけですよ。そういうところを教えてください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 定員を最初からふやしていけばいいんですけども、余裕を持って定員を定めてみえるということで御理解いただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成議員。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

時間が大分お昼に近づいておりますので、1点だけ簡単に御質問を申し上げたいと思います。

今、熊谷議員の最後の方で話がありましたけれども、清流みずほの件で、補助金を出しているなら責任があると思うと、口を出したらどうかということを最後に言われたんですけども、そういう問題について私も一つ用意してきたんです。

一般質問でシルバーをやりますけれども、シルバーのときに、地方自治法第221条の第2項で、長の補助金団体に対する調査、報告の規定を御紹介いたしました。ちなみに読んでみますと、普通公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、

補助金、交付金、貸付金等の交付、もしくは貸し付けを受けた者、または調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、または報告を徴することができる、こういう規定があります。ですから、その規定をほかの補助金団体等々にも応用してやられたらどうですかということも、シルバーの調査・報告を求めることにあわせて申し上げたところなんです。

それと、そのこととは別に、今私が申し上げたいことがどういうことかということ、要するに清流みずほだけではなくて新生会の特別養護老人ホーム等々も進出をしてくれておりますね。いわゆる社会福祉法人の活動が非常に活発に展開をされておるわけでありまして、22年度の補助金につきましても、例えば新生会の特別養護老人ホームの建設補助金ですね、これ自体が結構なお金であります、1,464万6,000円とか。さらに、保育所の建設補助金でいえば1億4,828万4,000円等々、そのほかの保育所の補助金等々もいっぱいあります。そういうところには、瑞穂市社会福祉法人の助成の手続に関する条例ということで、助成の手続に関する条例はあるんです。

その中で、使用制限等ということで、例えばうちの条例を見てみますと、第4条で、助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金、貸付金その他の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。第2項、助成を受けた社会福祉法人は、助成の対象となった事業の実施状況に関して、市長に報告しなければならない。第3項、助成を受けた社会福祉法人が前2項の規定に違反したときは、市長は、助成を取り消し、または補助金、貸付金その他の財産の全部、もしくは一部の返還を命ずることができると、こういう規定なんです。報告をしなさいとか、目的外に使ってはだめですよというようなことを書いているんですけども、そうではなくて、これは助成の手続として、あといろいろ他の自治体を見てみますと、社会福祉法人に対する指導検査、あるいは指導監査ですね。これは監査委員の監査という意味ではなくて、保育所であるとか、特別養護老人ホームであるとか、障がい者施設であるとか、そういう社会福祉法人ですね、こういう法人に対して、今言ったような指導監査をする、そういう要綱が非常に多くの自治体でつくられております。具体的には、助言、あるいは指導、是正の措置ですね。先ほど熊谷議員が口を出したらどうかというふうに具体的に清流みずほの事例をとらえながら言われましたけれども、それを制度化していく。助成をする、そうしたらそれに対して指導する。先ほどの地方自治法の第221条の第2項、第3項もありますけれども、それを活用するとともに、社会福祉法人に対しては、こういう実施要綱をつくってしっかりやる。住民の税金の使い道を責任持って担保するシステムとして、そういうものをつくる必要があるというふうに思いますね。これは絶対やらなきゃいけないし、これは簡単にすぐできます。ですから、執行部も恐らくわかっておられると思いますので、ぜひ社会福祉法人に対する、あるいはその施設等に対する指導要綱というものをおつくりいただきたい。御答弁を求めたいと思います。

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩します。再開は、11時20分から再開し

ます。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時24分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、先ほどの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

瑞穂市社会福祉法人の助成の手続に関する条例というのがあるわけございまして、それに基づきまして補助金申請についてはチェックをさせていただいているところは先ほど御指摘のあったとおりでございます。その後の経緯についてどのようにしているかということも含めますと、今、御指摘いただきましたように、要綱等を作成して、1回こっきりの審査ではなくて、施設がある限り、継続的に監視していくという必要性は感じているところございまして、そういったことで、御提案をいただきましたことについて真摯に受けとめまして、内部で整合等を図りながら検討してまいりたいと思います。既に、西岡議員さんからはシルバー人材についても、補助金交付規則に基づく権限に基づいて審査しろというようなことも御指摘をいただいたところございますが、そうした他の例規とも整合を図りながら一遍検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、答弁いただきましたけれども、大事なことです。補助金の適正な運営を、社会福祉法人であれ、そうでない団体であれ、自主的に担保するためのシステムを行政側がしっかり用意しておく。いつでもそれが発動できる。ある言葉でいえば、緊張感を含めて、それぞれの団体、法人に対して、しっかりみずからの目的に従った仕事をやらせることになる。そこがわきが甘い。非常にわきが甘い。もっと締めて順番に押していく、協力するところは協力するというふうにぜひお願いをしておきたいと思います。

あと、時間がありませんけれども、心配することが二つあるので、その心配することを二つ簡単に申し上げますね。

一つはどういうことかという、合併によって、合併算定がえが平成25年で終わる。そうすると、それが終わると今度は5年間、要するに激変緩和措置で、それぞれのパーセンテージで順番に落ちていっちゃう。それから5年たつと、何も優遇措置がなくなっちゃいますよね。そこで、合併のときの財政計画とか、そういうやつは平成24年ぐらいまでは出ているんですけども、それから今言った期間が、実際、国のいろんなことが変わるとしても、今の状況で今の基準ですと、どのように推移をしていくのか。これは非常に心配しておるんです、本当に。行政需要はどんどんふえるばかりでしょう。また別のときに言いますけど、公園だって一つつ

くったら、次つくってくれ、つくってくれ、つくってくれと、どんどこんどこんどこふえてきますよ。それを全体的にやっていこうとしたときに、まず収入の方で、今言った普通交付税の推移がどうなっていくのか。これを資料をつくって、皆さんに全部配っていただきたい。

それが一つと、もう一つは入ってくる方の関係でいうと、臨時財政対策債の発行額の算定の見直しが行われている。それで、今後3年間で段階的に、人口基礎方式を廃止して財源不足額算定方式に完全移行していくというふうなことになっている。そうすると、じゃあ我が自治体は今までよりもふえるのか、減るのか、どの程度なのかということも非常に気にかかってきます。23年度でも、22年度に比較して23.8%減っている。これはインターネットから拾ったやつですので、実態とちょっと額の差はずれるかもわからんけれども、議案書を見る限りはほぼ合っている。そういうことについて、ちょっと報告いただけますか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、西岡議員御指摘の2点でございますが、まさに今後の財政計画を見直す必要がある部分でございますので。

私どもは今回補正で、この財政計画を見直すというところで150万の委託料ですが、人口見通しと、今後さらに財政構造の変化等に向かってどのように変わっていくかということで調査を今年度かけたい、さらに今の現状に合った財政計画をつくりたいということで計上させていただいておりますので、今後進めていきたいと思っております。

その中で1点、普通交付税。当然今おっしゃられるように、今、合併算定がえ期間ということでございますので、合併後10年ですね、26年から激変緩和措置期間に入る。それは年々、26年度は差額につきましては9割、さらには翌年には7割、5割、3割、2割と落ちて、31年からは一本算定という形になりますので、まさに御指摘のとおり交付税が減るという形になるかと思っております。この辺のシミュレーションにつきましては、今、財政計画とあわせながら作成しようと思っておりますので、作成でき次第皆さんに、その推移がどうなるかということも見込みながら配付をさせていただきたいというふうに考えております。

もう1点の臨時財政対策債につきましても、これは普通交付税の少なくなる分の補てんであるというような位置づけで可能額を交付いただいておりますけれども、今後につきましても、おっしゃられるようにいろいろ見直しがかかってきております。既に22年度では10億を補てん分として借り入れしておりますけど、それが23年度になりますと9億6,100万円というふうに減ってきております。その分につきましては、普通交付税で上がっている部分もございまして、今後これについても財政の国の方の示されている内容をもとにさらに検討して、この先どのくらいになるかということを見出したいと思っておりますが、これもあわせて財政計画の中で盛り込みながら検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 質問はありませんので、ぜひしっかり早くやっていただいて、我々にその資料をお見せいただきたい。そのことを願っております。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第52号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第8、議案第52号平成22年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第53号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第53号平成22年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第54号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第54号平成22年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第55号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第11、議案第55号平成22年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第56号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第12、議案第56号平成22年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第57号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第13、議案第57号平成22年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第58号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第14、議案第58号平成22年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第59号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第15、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算について質問をいたします。

今回の補正予算に、清流会の保育園の補助金について予算計上がされております。その件について質問をいたします。

清流会から補助金の申請がございましたのは6月17日付の提出と、提出された資料の中には載っております。それから、文教常任委員会協議会で報告され協議したのは、8月24日でございます。今後の瑞穂市の保育園整備計画に対して大きな影響を及ぼす重要な議案であります。十分協議をする必要があると思いますが、なぜこの間、議会への報告、協議もなく、9月議会直前の8月24日まで、事前に保育園計画とこの関係の問題について十分な論議を重ね、議会の中でも一定の合意を目指すような方向がとられなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） この協議に当たりましては、私ども9月予算に向けて補正予算のための事業ヒアリングをしまして、その後、補正の査定を受けて議会提案をするということに至ったわけですが、瑞穂市において、今まで議会提案する前に議案の説明を委員会、協議会等でやってこなかったということと理解しておりますので、そういった突然の提案になったということで御理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議会前に議案提案を議会と協議をするということは、事前のなれ合いになるというようなことで今まであまりやってきませんでしたけれども、しかし、今後の保育園の整備をしていくことで重要な事業なわけですね。そういう点では、今まで市長は保育園を

公立でやっていくということを一般質問の中で明言されております。それが今回の清流会の申請で設立するということになると、その路線の大きな変更にもなるというようなことも関係するわけですね。そういう点では、そういう保育園問題との関係で、予算の額がどうのこうのじゃなくて、今後の整備事業の問題についてどう位置づけるかということでは議論が必要だと思うんですね。今の議会議員の皆さんの受けとめ方は、なぜ突然こんなものがということの受けとめ方が多いと思うんです。そういう点では、その辺は市長はどのように考えてみえるか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 前に、市長の方から保育所は公設公営ということで、民営化についてはしないといった旨の内容がありました。それについては、私どもは公設公営の保育所に関しては民営化を進めるといった考えはありません。保育所は保育所として公立で、市民のニーズ、信託にこたえるような施設としての充実を図りたいと思っております。

今回の清流会の進出ということにかかわっては、今、議員もおっしゃっていただいたように、突然の話ということで、公設公営の保育所の整備計画は、それはそれとして進めてまいります。清流会の方の進出については、民間の保育機関が進出をするということで、これまで幼稚園やなんかでもそうですが、瑞穂市内には公立が主にありまして、私立の幼稚園を願っている親さんは、川を越えて岐阜市、または北方等に通わせているというのは、瑞穂市内に公しかないという状況の中で親さんが選択をされてきたのだと思います。今回、瑞穂市としては、保育所は公設公営として大事に整備計画を策定しようと思っております。そこに民間の清流会が参入をして活性化を図っていただけると。親さん方が選択をする選択幅が広がるということと理解をしております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 清流会が民間として独自に進出計画をして設置を一つするんだと、瑞穂市の保育園の運営は公立でやっていくと、そういう方針であるという答弁でよろしいですね。

しかし、今度また一般質問でも議論したいと思いますが、このことが瑞穂市の保育園の民営化につながっていくという懸念を私は持っておりますので、またそれは一般質問で議論をさせていただきたいと思います。

それでもう1点、この保育園問題で、設置場所が、提案説明と議案説明会の中でも、どこかまだわからんという説明、報告でございました。しかし、事業費の比較表を見ますと、敷地面積は3,960平米、用地費は1億3,394万4,400円という細かい数字まで出されて比較表が出ておるわけでありまして。決まっておらん土地の面積と金額が出ておるという点では、ここはどこの土地だということになるわけですが、土地がまだ決まっておらんという中で補助金を出すとい

うことについても、これから事業計画を進めていく上でもそんなことにはならんわけですから、どこの土地に設置をされるんだということについて報告をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 確かに、当初予定されておるところはJRよりも北、上牛牧というところで、約ということで、これは試算ですので、約4,000平米ほどを欲しいということでこの金額を試算してみえました。それで、場所につきましていろいろ実際に調査をしてみえまして、納税猶予がかかっておるとかいろんな関係がございまして、今は未定になっておると。地区としては、ここで言うては何ですけど、ローソンがある西側あたりでという、あの辺があいておりますので、そのあたりを予定されておりますので、じゃあ何番地の何とか、そういったことが今はちょっと決まっていない状態であるということでございます。もちろん、補助金とか県の補助金等が確定すれば、用地取得に早速向こう側さんが入られます。瑞穂市が関与するわけではございませんが、用地買収に入られて着手をされるという今は計画になっておるということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議会で議決すれば、あと事業計画が進んでいくわけですが、用地も確定しないうちに議会で議決するというところに私はならんと思いますね。そういう点では、総務常任委員会へ付託されると思いますが、総務常任委員会での報告、さらにはまた総務常任委員会の委員長報告の中でこれが明確になるようにしていただきたいと思います。

次に別件で、公園用地の買収問題について質問をいたします。

3カ所の公園用地を今回購入するということで提案され、その資料の中では事業箇所も3カ所載っております。その1カ所の中に祖父江伯母塚中公園ということで載っておりますが、この土地の町名、番地、地権者はどなたか報告をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今の御質問の伯母塚で今のところ予定しておりますのは、以前にも資料をお配りしておりますが、伯母塚中の141の1、142の1、所有者は山田隆博さんというふうに今のところ予定しております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ことしの3月の議会で、保育園用地買収ということで3カ所の用地が提案されて、そのときには今指摘しました祖父江伯母塚の土地については、議員の長男であるという点では購入はふさわしくないということで、この伯母塚も含めて3カ所の公園用地購入は修正がなされて、基金に積み立てるという修正案に賛成をし、それが可決をされてきました。

3月の議会で修正されて、要するに議会の意思としては、3ヵ所とも修正したんですが、主にこの伯母塚の問題が議員に関係をすると、疑惑を招くおそれがあるということで買うべきじゃないという判断をしたわけでございます。そういう議会の判断に対して、またその9月、まだ半年ぐらいしかたっておらんわけですが、出されてきたというのはどういうことかということで私はどうも納得できんですけれども、市長、なぜここでまた3月の議会で否決されたのを出されたのか、市長の答弁をお願いします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、小寺議員の方から公園の関係におきまして御質問をいただいております。3月の議会とおっしゃいましたが、3月は出しておりません。12月の議会でございます。

議員の関係するということの中で、12月でもそのことだけで修正をしたわけではございません。議員さんの土地であろうが、だれの土地であろうが、公共に適當というところで、私どもとしては土地鑑定をかけた上で、しっかりとした正規のルールに基づいてやりますので、だれの土地であろうと、そこが適當となれば出させていただきます。特に私、はっきり申し上げますが、3月の大震災がございました。こういった関係から、安心・安全のまちづくりで災害に強いまちづくりを掲げております。そういう観点から、いろんなところから今要望も出ておりますが、その中で、いろんな点数等々もあれまして、今回も点数的にも一番重心というところから出させていただきます。一つは伯母塚、一つは穂積の保育所の隣でございます。これを出させていただきます。続きまして新年度もまた幾つかの要望もございます。早く取得をしまして、早く整備をして、安心・安全な、そして市街化でございます。緑のある住空間の、子供たち、またお年寄りの憩いの場にもなり、そして一朝有事の場合には避難所なり仮設住宅の、そういうためにもぜひとも整備をしてまいりたい、このように思っておりますので、議会の皆さんの御理解をいただきますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 私は、公園の設置をするなということによっておるわけではございません。公園は必要であります。しかし、その用地の購入に当たって、なぜここかということが納得いかないわけでございます。それがなぜかだんだん絞られてきて、議員の長男の土地だということになれば、周りの町民がどういう気持ちになるか。既に隣の地権者も、それならわしも買ってくれということによってみえることも耳にしておりますし、その人が買ってくれと言った場合にどう比較をするのかということになりますね。それで、市長と議員との関係は何じゃということになってくるんじゃないですか。そういう疑惑を持たれんためにも、そういうと

ころは購入すべきじゃないということの前から指摘しておるんですが、そんなことはないと言われればそれまでですけども、周りからそういう疑惑を持たれると、そういう疑惑を持たれることはやらないと、やっとならいかんよということを私は指摘しているんですが、それでも市長はやられるんですか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 疑惑として決めつけること自体が私はナンセンスではないかと思っております。はっきり申し上げまして、隣の土地もということであれば、広いにこしたことはございません。重心地でございますので、できれば、隣の土地もということであれば、議会の皆さんの御理解をいただければ、隣の土地も取得をしてみたいと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の市長の答弁ですと、非常に柔軟的な考えで、そこと決めたわけじゃないと、もっと選択幅があるということにとらえていいわけですね。よそへ移動もできると。田んぼがあそこに一面ありますから、その中でどこだということを選定していけばいいんじゃないですか。それをここだということ指定して、それが議員と関係ある土地だということになるもんですから疑惑を持たれるということになると私は思うんです。そういう点で私は、ないと、ナンセンスだと言われるんですけども、それをぬぐい去れませんので、そういうことで問題ありということ指摘し、さらにまた総務常任委員会でぜひひとつこの辺はしっかりと審議をしていただき、その報告を受けて態度を決めたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、小寺議員の御質問とちょっと関連したことがございますが、手短かに質問させていただきます。

小寺議員と同じく、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算の中の公園費の部分でございます。その中で私が尋ねたいのは、公園整備選定結果という表をいただいております。1番として位置・形状について、2番、需要と供給について、3番、経済性について、この中で15ポイントの中で何ポイントとるかということで、恐らく今回の2カ所を選定されたものじゃなからうかなと思うんですが、余りにもこの選定の仕方、特に2番目の需要と供給について、これはポイントのつけ方が非常に難しゅうございます。そのことに対して、どのようなメンバーでお話になられたのか、そしてどのように現地を見られたのか、それから現地の意見をどの

ように反映されたのか、そういった部分をお聞き願いたいと思います。

それでは私、自席の方で後ほどの質問は続けさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの御質問でございますが、基本的には前回から、先ほど言いましたように12月にも既に出しております。その選定基準にふえたところが7番目になります穂積野口、先ほど言いました4番目の穂積野口とは一緒でございますが、こういうものもふえてきましたので、それとより皆様にわかりやすくするために、例えば今までは、1番の周辺土地利用の状況とか、先ほど言われましたように需要と供給について、地区住民のニーズというところで丸が打ってあったのですが、2段書きにしまして、今の需要と供給でございますが、これについては要望があったかどうか、それから2番目の土地管理の体制についてはボランティア組織が既に形成されているか、それから公園の整備方法についてはどんな形で、これは全部丸が打ってありますが、それから災害時用としては、近くにそういう施設があるかどうかということで判断しております。これについては、前回よりは少し皆様にわかりやすくしたというふうに考えております。

それとメンバーにつきましては、この表自体が既に皆様に、もとのベースですね、もとは前回の12月に出しておりますので、この選定基準については、なるべくずれがないような形で調査・研究をしておりますし、これは当時、一番最初に公園整備計画を出したときに、選定基準については、都市整備部の方としましてはいろんな手法がございます、選定の中に。そういうことがありますので、産業建設委員会の方にも、選定基準についても一緒に検討いただけんかという話をしましたら、執行部の方で案を出せという話で、12月議会にもこうやって案を出しておりますので、それに基づいて都市整備部の方、担当者を含めて幹部、それからこの選定については市長、副市長、そういう関係者も含めて検討した結果で議員の皆様に配付してあるということでございますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） それで、現実的にこの後のポイントの数を見てください。総点数で15ポイントですね。それで、今回当確といたしますか、それじゃあここに公園をつくろうといったところが9ポイントです。その次点になるところが8ポイントで3カ所ございます。それで、この中身のところでちょっと気になるところが、日常管理を自治会等が積極的に行うことを評価するところがありますね。これに対して、まず地元のヒアリングをなされたのかどうか。かなりこれはあいまいな状況で、言い方は悪いですが、私は決して公園を反対するものでは一切ございません。むしろ賛成している者として聞きたいんですけども、ということは皆さんが、その地元の方で要望を出しておられる方々は、既にこういったところはもちろん行

おうというつもりで言っているわけなんですね。ここで1ポイント変わったら大きなことなんですよ、はっきり言いまして。そこら辺いかにヒアリングをなされたのか、そこら辺を教えてください。お願いします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 各区、すべての区は公園ができれば管理をお願いしたいという話はしてございます。すべての区に聞き取りを行っております。その中で、特に別府の井場の方は、既にボランティア組織があるということで加算をしておるだけで、要望については全部ありますし、管理については、具体的にはなっていませんが、管理はしていきたいというふうに聞いておりますので、特に現状でもあるところを加点しているだけでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） それと経済性の中についての、地権者の承諾があり、相手方が少なく、用地交渉取得が容易であることを評価する。それともう一つ、用地費のところ、周囲の実勢価格に比べて安価に購入できることを評価すると。まだ決まってもいない状態で、こういったことというのはわかるんですか。そこら辺をお答えください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 用地取得の地権者の承諾があり、相手方が少ないということは、筆数が少ないというふうに理解いただきたいと思います。それと用地費の野白新田ですが、ここにつきましては、既に地権者から買い取りの申し出が一度ございました、第三者を介してですが。そういうところから、現状も踏まえ、総務、それから産業建設でも見ていただきましたが、堤防の近くである、それから調整区域でありますので安い値段で買えるんじゃないかというふうに理解しておりますので、こういう点数がついてございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 今の部長の説明をお聞きしていれば、例えば用地費が安価に購入できるというところを評価するという部分ですね。こうなってきたら、野白だけでなしに、ほかでも二、三ポイントが入るんじゃないかなと思うんですね。恐らく私は、共有地の問題とかいろんなことを加味していけば、当然そうなると思うんですよ。それを考えていったら、1ポイントぐらい大きくずれちゃうわけですね、今度は下の総合点のところ。だから、本当にこの用地費というところはもっともっと精度を高く見るべきだし、それとそこら辺をしっかりとしたヒアリングをすべきで、なおかつそれをポイント化するんじゃないかなあと思うんですね。

それでまた、このポイントに関しましても、たったの1点なのかゼロ点なのかじゃなしに、

今後の期待性とかそういったことも含んで、例えば3点制度にするとか、5点制度にするとか、中をもっともっと精査して決めていかなければ、先ほど小寺議員がおっしゃられた疑惑的なことにも結びついていってしまうわけですね。ですから、もっともっと精度高い選択基準というのを設けるべきじゃなからうかなあと思うんですが、特に用地費といったところで、それじゃあどこかがもう1ポイントとっていたらどうなっているんですか。例えば穂積地区、それから井場地区、それから野田新田が1ポイントここでふえたとします、ヒアリングした結果ですね。そうしたら、これは逆転しちゃう可能性もありますし、同点になる可能性もかなりあります。そういったことについて、どこまでのヒアリングをなさったのか、再度お答えください。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） くどいようですが、そんなに点数に差がついておりません。そして、前回に配付したときの評価基準についても変えておりません。少しわかりやすくただけでございますので、聞き取りについても、以前聞き取りした結果をもとに、6カ所は以前からありましたので、それをもとにやっておりますので、これをどんどん細かくすればするほど精度がいいものができるかというのも問題ですし、この程度の基準で客観的に判断したいということでございますので、これを細かくすれば差がつくということでもないですし、都市整備部の考え方としては、目標面積がございますので、それに向かって今できるところからやっていきたいというふうに考えておるだけですので、既に1カ所について、牛牧の方は用地交渉に入っておりますし、ほかのところをやめるということではございませんので、予算の関係もございまして、財政状況もございまして、そういうところも加味して公園整備については進めたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 確かに今の部長の答弁を伺っていますと、より皆さんから要望が出やすいように、またより皆さんの安全な公園をつくれるように、また今回の震災に関して、皆さんのいい意味での避難場所をつくるためにということで、あまり選定基準を厳しくしてもいかなのじゃないかなあというふうにとらせていただこうとは思いますが、しかし、今度逆に今回漏れた5カ所が激烈な競争になっても仕方がないことでございますので、そこら辺をもう少し選定の基準になる、例えば需要と供給についての部分のいろんな比較対象とする部分でも、地区住民のニーズ、それから公園管理の体制とかそういったもろもろを、もうあと2項目か3項目僕はふやすべきじゃなからうかなと思います。それで、例えば次回のときに、5カ所のが競争というもおかしな話ですけども、その5カ所の方々が、またおれたちもつくってもらえるんだと思ってもらえるような選定及び選定基準、また皆さんが漏れた場合でも納得できるような選定基準を設けてもらわないと、今回の疑惑的なことも当然生まれてきてしまいます。そこ

ら辺をよくよくお考えになって今後ちょっと是正してもらいたいですけれども、そこら辺に対して全く部長としてはお考えがないのでしょうか、最後に一つだけそれをお聞かせください。
議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） なかなか難しいところだと思いますので、検討は一度してみますが、既にこうやって出ておりますので、これを変えたことによって、先ほど議員言われたように、逆転するおそれもありますし、いろんなことがございますので、一度研究はしてみたいと思いますが、なかなか難しいのではないかなあというふうには思っております、個人的に。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） ちょっと補足的にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、公園で用地を上げたわけですが、これは議員も御承知のように、昨年9月、12月の経緯を経まして、そして6月に一部は買った。9月に計上したのは、前からの積み残しの部分の基金の取り崩し、それからあと決算をしまして、もっと買える体力はあるとは思ったんですが、ただ予算編成上、将来の財政負担のことも考えまして繰り上げ償還等を行ったわけですが、本来であれば、財政が許せばすべて買いたいんです、市は。買いたいんですが、今の9月の補正の中で買える範囲はどこかとなると、やはり選択をしなきゃならないということなんですね。それで都市整備の方で、従前からつくっていたものについて、もう少しわかりやすい表現はできないかということをつくったのがこれでございます。本来はすべて買いたい、本当のことを言えばそういう思いであるんですが、この9月で計上するのはこれですよという選択をしたものです。将来的に残りの部分について財政的な余裕が出れば、新年度の中でも予算化をして買ってまいりたいと思います。今、値段も底値、先般も来年の評価がえの鑑定のあれで見えていますと九十何%ぐらい、また下がっているんですね。一部、4カ所だけ鑑定地が100%のところがありましたが、あとはまだ下がっています。そういう状況ですから、本当は今うちに土地を買っておいて、将来、公園整備をしたいなあという思いはありますが、財政的な観点からいって選択をせざるを得ないという物差しの中で、この2カ所ということを選ばせていただいたものです。

それから、前と変わっていないかというようなことになるわけですが、前に選択したのが、いろいろ検証した結果、それを上回るものがなかったということで前と同じ箇所になっておりますけれども、地権者との関係も、私どもも前からの経緯のことも検討しましたが、議員であっても、職員であっても、その地域に欲しい土地があれば買いに行くという姿勢があっても、それは許されるんじゃないかなという思いなんですね。前にもお示しましたように、公園計画図というのは既にあるわけですね。これに基づきまして、市街化区域の3%の都市公園をつくっていききたいなあという思いがありますので、その中に議員さんの土地がある、あるいは市の職員の土地がある、その関係の土地があったとしても、それは別に市の将来の計

画の中で、所有者がどうであっても適正な価格であれば、それは許されるというふうに解釈をしたところでございますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） いずれにしましても、これだけ震災、そして今回の台風と、安全なる公園づくり、安全なる避難地づくりというのは本当に喫緊の課題だと思いますので、とにかく今の2カ所が選ばれたということが疑惑の原点にならないように、今後うまいことそれ以外も押し進めていっていただきたいと思います。あと残りは一般質問でも、緑化も含んでまた質問させていただきますので、きょうの総括の方はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「動議」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 時間が大分お昼を回っておるじゃないですか。できたら休憩していただいて、昼からゆっくりやらせていただきたい。というのは、僕がやるとちょっとまた時間がかかると、みんな疲労こんぱいで疲れ果てていきますので。

議長（星川睦枝君） 12時30分だと思っていたんですが、今、動議が出ましたので休憩に入りたいと思います。

それに対して異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 午後1時30分から再開いたしますので、よろしくをお願いします。

休憩 午後0時16分

再開 午後1時33分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、補正予算につきまして質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子さん。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番、改革の熊谷祐子です。

私は、第3号になりますかしたら、一般会計の補正予算について質疑をさせていただきます。

最初に、清流会に対する補助金の件ですが、資料を見ますと、施設の建築費で約2億円、運営の負担金と補助金で4,000万円と、これの確認からお願いしたいと思います。これでよろしいですか。

以下、自席でお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 前回の全協でお配りした資料のとおり、あくまで試算でございます。それと運営費につきましては、実際に動き出してからということの試算でございますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 試算として2億円と4,000万円ですね。

そうしますと、最初に試算で建築するときには2億円、そして運営費というのは年間に4,000万円ずつということによろしいですね。

次に、2番目にお聞きしたいことは、6月17日に清流会、加納美智子様から出ている市長あての整備事業計画書ですが、今までに三つ、これを読むと四つということになりますが、保育所・幼稚園をつくってきたわけですね。真ん中辺にこうやって書いてありますが、このような折に、牛牧第1保育所の老朽化により保育所整備を進められているとの計画をお聞きし、当法人といたしましては、民間による保育所設立並びに運営のメリットと、これまでの実績と経験を最大限に生かしながら、瑞穂市の市民が安全で安心して子育てができる生活環境と保育園整備を目指していきたいと考えて民間参入を御検討いただきたいと書いてありますが、この申請の方が、牛牧第1保育所の老朽化により保育所整備を進められているとの計画をお聞きしたのは、一体どなたからお聞きしたんでしょうかというふうにお聞きしたいところなんですが、瑞穂市の方からここに、いかがでしょうかと説明したことはあるんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） ございません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ありませんね。

そうすると、だれからお聞きして渡りに船のチャンスをとられたのかがよくわからないんですが、実は……。これは4番目にお聞きします。

3番目に、場所がまだわかっていないということですが、上牛牧ということは确实なんですね。だれからお聞きしたのかちょっと覚えておりませんが、6月議会を通った上牛牧の公園の隣接地、またはごく近いところというふう聞いた覚えがあります。6月17日に受け付けていますよね。6月議会中に上牛牧の公園を通ったわけですよ。そうしますと、清流みずほというのは園庭が非常に狭いと苦情が出ているくらいですから、この牛牧とセットで近くに建てて、公園を園庭がわりに使えたらいいという計画なのかもしれませんね。これは根も葉もないことなんですか、この公園のできるだけ近いところにつくりたいと思っていらっしゃるという

のは。全くお聞きしておりませんか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 公園につきましては、まだ議会には通っていません。場所的には、先ほどの小寺議員の質問のときにも答えましたが、上牛牧で、候補地としてあいている土地、あのあたりということはつかんでいますが、公園の隣とか、具体的な何番地の土地というようなことはまだ決めてみえません。そして、もちろん地権者にも話はしていませんので、あくまで事業者がこのあたりで計画したいという、まだ漠然とした計画であるということです。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 今、2点御答弁いただきましたね。公園の土地は6月17日のところでは決まっていなかった。それから、どこの土地か決めていないと。でも6月議会に議案として出ているわけですから、ほんの数日か1週間か前後するだけです。ですから、向こうとしては、当然ここを出すまでには土地の検討はつけているわけで、一緒に考えられたのかもしれませんが。この補正が通れば、公園はもう議決しているわけですから、だんだん後から明らかになっているということですね。

四つ目にお聞きしますが、経緯をお聞きしたいんですが、議会基本条例の特別委員会で、今、条例の素案を検討していますが、この中に、議案が出てきた経緯も今後重要な議案については出していただくと、御説明をいただくと、そういう基本条例の素案を作成しつつございますが、ごめんなさい、その前に一つお聞きします。

この牛牧第1保育所の老朽化によりですね、これを聞きつけてこれを持ってきたというんですが、もしこの補正が通って、この清流会の保育所ができるときには、牛牧第1保育所をどうするのでしょうか。老朽化ですね。これを聞いてこれを出して、市はこれを推進したい立場で全部議案と資料を大変丁寧に作っていらっしゃるんですね。通った場合は、牛牧第1は廃園にするのでしょうか。決めてありませんというのはなしにさせていただきたいんですが。見通しを持って、おひさま保育所ですかね、名前がまた変わるかわかりませんが、清流会の保育所を誘致とほぼ同じ形で議案を出しているわけですから、牛牧第1をどうするつもりなのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 決めてありません。と申しますのは、保育所を含めた施設をどうするかということで、6月の臨時議会で調査の予算、二千数百万を組んでいただきました。その中で、牛牧だけじゃなしに、穂積とか本田、そういった保育所、現在の施設、古い施設も全部ですが、調査をして、それでどうしていくんだというような計画づくり、そのために今年度中

に調査をしたいと。その調査が終わったら、改修計画とかいろいろな構想があります。そういった案が出ますが、そういったことを議会、教育委員会、あるいは財政とか、いろんなところで協議して計画をつくっていききたいということで思っております。したがって、6月で調査の補正を出させていただいてやろうとしているときにこれが出てきたということですから、だからこれが出たからもう牛牧はやりませんとか、そういったことは決めておりません。今も調査はやるつもりであります。したがって、廃止とか云々とかは現在は決めておりません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 決めていないそうですが、選択肢としては、今後、例えば現在地か別のところに建て直す、全く廃園にする、その他と、見通しですからね、どのあたりでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先を見て、将来において、この保育園ができて牛牧第1保育所の必要がなくなれば廃止ということも考えざるを得ないかなと思いますが、今現在では考えておりません。これができた時点で牛牧第1保育所を、私は直接聞いたことないんですが、JRより北へ持っていきたいという話が出ていたということを知っておりますが、これができることによって、じゃあまたそこで改築をするのか、あるいはほかの場所へ動くのか、そこでまた計画、案が変わるかと思いますが、今現在では廃園とかそういったことを決めておりませんし、先を見て、それはまた皆さんと協議していききたいということを考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 考えておりませんということですが、清流会の方は、老朽化というのを聞きましてこれを出されたということで、そして市もこれに積極的に乗っているわけですね。そうすると、この補正が通りましたら2億円出して、その後また従来検討されていたように公立の保育所を上牛牧へ持っていくということはあると思いますか。何も考えていないというのは、余りにも見通しのない話だと思いますので。それもありませんか、ちょっとお答えいただけますか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 先ほど言ったのは、もしこの保育所が上牛牧にできたならば、JR北という一つの考えがあると聞きますが、それも見直さなくてはいけないと。あるいは、もっと下牛牧の方へ行くのか、そういった検討もそれからしなきゃいけないということを申し上げただけであって、思いますのは、上牛牧の方へできれば必要はないというふうに考えます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そのとおりですね。上牛牧はこれが建てば必要なくなりますよね。前から生津地区に欲しいという話はずっとありましたけれど、そこにまた建てるというのも通るか通らないか。清流は全部バスを回すでしょうから、2億円払った上に、また新しい保育所を建てるということはあるんじゃないかなあとと思いますが、この後はまた何人かの方が質問なさるでしょうから、牛牧第1保育所をどうするかというのは、ここまでで質問をとめます。

それで、先ほどの話に戻しますが、議案が出てくる経緯をきちんとこれ以後、議会基本条例ができた後はお示しいただくことにはなりますが、条例ができていないうちはお示しいただかなくてもいいということではございませんのでちょっとお聞きしますが、この計画をお聞きして清流会は6月17日に持ってきたわけですね。6月17日に清流会の方が市役所に見えて、どなたとお会いになったんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず、6月17日の前ですが、教育委員会へ見えまして、このようなことを計画したいということで見えました。ちょっと日にちは覚えていないんですが。それで、ああそうですかと、それじゃあ市長にアポをとって、市長にも計画を話してくださいということで、市長のアポをとって後日ということになりますが、市長室でその計画を聞きました。それでそのときに、今は話だけですので、正式に出すのなら書類を出してくださいということでお願いしまして、この17日に書類を持ってみえたということでございます。これは17日の朝、市長室の方へ持ってみえました。そのときに私もおりました。ということで、ただここにある老朽化の話は私どもがしたわけじゃなしに、前から議会の中でも3園が老朽化しているということは話していますし、ふだんの仕事の中でも話していることですので、このために特別、老朽化しているので云々という話ではございません。一般論として話した中の老朽化を清流さんはとらえてみえたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 今の経緯からいくと、何日が覚えてないけれども、教育委員会に清流会が見えて、こういうことをしたいという話をしたと、口頭で。そのときに林教育次長さんが、市長に会うことと、それから書類を出してくださいと、この二つをその場で言われたわけですね。それで、6月17日に市長室で市長と次長さんと、そのほかの方は、教育長さんとかは見えないんですかね。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 教育委員会で私が出て、その後、市長室で市長さんに会っていた

だきました。このときはまだ何も書類もないです。ですから、会って話をした中で、じゃあ正式に書類を出してくださいということで書類を出してもらったということです。教育委員会で会って、市長室で会って、書類を出していただいたということで、17日の朝だったと思います。このときに教育長さんも同席してみえました。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そのほかの、これが出る前ですね、6月17日前に、接触というのは何も無いわけですか、電話とか。ないというわけでいいんですね。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 17日の前に教育委員会へ清流会が見えまして、話を聞いたと。ですから、17日前には接触しております。17日前に市長さんもお会いになっているということで。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ちょっと私、言い方を間違えていたでしょうか。日にちを覚えていないと。6月に入ってからか、5月中なのか、4月中なのか、全然わかりませんが、月日に教育委員会に見えて、口頭で申し入れがあって、2回目は6月17日に市長室で書類を出していただいたんですかね。そのほかの接触はいつですかといたら、ありませんというふうに言われたけど、すみません。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 説明不足で申しわけありません。

6月に入ってからだったと思います。清流会が教育委員会に見えました。会いました。その後、6月17日前に市長に会っていただきました。そこで向こうの計画を聞きました。聞いて、そのときは書類的にも何もないので、じゃあ計画書をつくって出してくださいと出して出しに見えたのが17日ということです。よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） つまり2回なんですよ。6月17日前に口頭で聞いて、その後、すぐにその日のうちに市長さんに会っていただいて、17日に書類を出してもらったと。違うんですか。その前にもう一回申し入れがあったということですか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 教育委員会で私が会って、その次に市長のアポをとって、別の日です。市長に会って説明をして、そこでじゃあ正式に書類で出してくださいという話になって、書類をつくっていただいて出てきたのが17日ということです。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 本当は、こんな2億円も使うようなことは、記録がとってあるはずだと思うんですね。何日に、電話でも見えても、こういう話があって、どなたが見えたかと。そして、そこで市長さんに会う約束をして、この6月17日前が1回目なのか2回目なのかがよくわかりませんが、市長室に何日にお会いになったのか、そして3回目が市長室で6月17日になるわけですね。きちんと2億円も動かすことになった経緯が書いていないのは大変不思議ですけど、事務的にはそんなふうな経過で、議案をつくる、2億円出す、事業計画書を出すというのは、そんな簡単に3回目にもう出していただくと。そんなものが普通ですかね。いかがですか、その辺は。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） この計画書でいただければすべてわかると思いますし、それで県の方へも申請して、県の方も予算を組んでみえますと。私の方も予算を上げて、通れば正式な申請書が出てくるという順番になるかと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ちょっと私も限界でございまして、経緯はワン・ツー・スリーと、ホップ・ステップ・ジャンプで事業計画書が出たということですね。

実は、6月議会の総務常任委員会で、上牛牧の土地について、あれは補正でしたよね、質疑、討論、採決があったわけですね。質疑が終わった時点で、委員の1人から休憩要求が出ました。こんなことは8年間議員をやっていて大変珍しいものですから、よく覚えているんですが、会議録にも載っていると思いますが、その休憩を入れるという理由は、その委員さんがこういう発言をなさいましたね。上牛牧のこの公園については、近くに保育園をつくる話があるじゃないかと。それをきちんと、それも含めての公園計画を担保というか保証してくれなければ採決はできないと言われて、そして休憩を委員長さんが認められて会派室へ行ったわけですね。私は大変おかしいと思ったもんですから、今までこんなことはなかったと。その委員さんに、反対なさるなら御自分が反対すればいいわけで、何で休憩をしなきゃならないんですか、すぐ再開してくださいと言いましたら、話はそこで終わって再開されました。その後、6月議会が終わってからすぐに、実は清流会が、あの公園のすぐ近くに来る話が裏であるんやというのを聞きましたので、あっそういうことだったのと思ったわけです。ですから、この牛牧第1保育所の老朽化を聞いたというのは、もしかしたら議員から聞いているのかしらと。でもこれはあくまで推測でございますので、私の。ここまでが私の限界です。この2億円を出して、しかも公営をやっていくという今までの答弁をごく簡単に、見通しとしては牛牧第1はもうなし

にして、200人の保育所をつくるのかもしれませんがね。そういうことを考えると、非常に簡単に民営化にしちゃうという言い方もできるわけで、大変危惧しております。

もう一つ、公園の話でございますが、伯母塚の公園については、近くに二つありますね、柳一色公園と、それからあれは何ていう名前がついているんですかね、柳一色橋の西の南に、朝日大学のいろいろ建物があるところに、近くに二つありますね。穂積区にはゼロですけれども、二つあるところに、今度三つ目でできるわけですね。今回、公園については、三つ補正予算の中に出っていますが、本田と、伯母塚と、穂積と。本田が出てきたのは初めてですけれども、穂積は10年以上前から公園をつくってくれとって話が出ていて、こうやって予算化も3回以上出ていますね。私は穂積区に住んでいるわけですけれども、この議案の前回ですね、大変困りましたけど、賛成か反対か。質疑の多い公園について賛成することはできないと思って丸にしなかったわけですね。地元からは、公園に反対した反対したとあおられましたけど。こういう質疑の多い公園の予算と、何の質疑も出ないような公園の予算は、別口で立てていただきたいんですけど。ずらしていただければいいわけですから、臨時か定例で。3ヵ月後か、3ヵ月前か、そういうことは考えられないんですかね。抱き合わせで通りにくいのは出しちゃうと、そんなふうには考えていらっしゃいませんよね。ちょっとそこを教えてください。何で抱き合わせで出してくるのか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほども公園の回答の中でお話ししましたように、都市整備部としては、都市計画区域内で3%を公園ということですし、公園の整備計画を持っておりまして、より少しでも多くの公園を整備していきたいということですし、客観的に選定基準を設けておりますので、予算の許す範囲内で少しでも多く公園整備を進めていきたいという考え方で予算計上しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） それはよくわかっております。よくわかっていますけど、この議案の案件については賛成しにくいもんですから今の質問をしたんですが、答えになっていませんが。もう一つ、別の議案で出していただきたいと、別個に。上牛牧のように、一つでしたね、公園が。非常にわかりやすいですね。もう何回もこうやってもめているわけですから、もめているところと全然もめていないところを抱き合わせで出してもらうのは困るんですが、その点について御答弁いただいていないので、お願いします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議会でいろいろ御質問等いただいているのは当然わかっておりますけれども、客観的にこういう点数をつけますと、そこだけ抜くということもありますし、

先ほど言いましたように、決算が終わりましたので、財政的にそういう余裕があるということ、基金の方へも積んでございますので、基金の方へも積んで財源が確保されていますので、できるところからやっていきたいというのがあれですので、今回一緒に出させていただいたということですので、その辺も踏まえてまた検討はさせていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） これで終わりますが、例えば9月議会は、今まで何の質疑も出ていない穂積の公園だけ出していただく。もう一つの大変質疑の多い、反対者もいらっしゃるんじゃないかと思われるようなのは12月議会に出していただく、または臨時議会でもいいですけど。そういう方法もあるわけですね。今後検討しますと言われても、今検討されても、私たち、賛成・反対で困るもんですから、今後の話ししかできませんが、質疑の多い反対が見込まれるような予算のつける場所と、今まで一つも疑問が出されないような公園の予算化は別にさせていただきたいんですけど、今後。今後の話ししかできませんので、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） しつこいようですけれども、都市整備部としてはすべての公園を整備していきたいと考えておりますので、状況に応じて対応させていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） いろいろ御質問をいただいておりますのでございます。公園の整備につきましては、来年、再来年ぐらいまでに、今出ておりますのはすべて予算化をさせていただきたい、このように考えております。本当の話が、災害に強いまちづくりというところでしっかりと整備をしていきたいと思っております。

先ほど柳一色のが出ました。あれは穂積地区でございますので。いろんなことをおっしゃるもんですから、下穂積の方にも一つ公園を、市の土地のあいた土地があるということで、あれは400万かそこらかけまして整備も一つさせていただいております。全くやっておらんわけではございません。そういう形で、今年度はあれですが、新年度また、ここ2年ぐらいの間にはすべて今出ておるのは、みんな整備計画の中に入っておりますばかりでございますので、整備をするための用地取得は出させていただきたい、このように思っておりますので、よろしく願います。

もう一つ、先ほど保育園の関係が出ております。いろんなこと、経過をお尋ねでございます。はっきり申し上げまして、今回ああいった清流会の民間の保育園がぜひともという話が出ておりますが、これは市民にとりまして、選択肢がふえたといえますが、瑞穂市だけが私立のそういうものがないわけでございます。これができることによりまして、公と民の選択肢ができま

すし、さらにある程度幼児保育に対しまして活性化されると思うんです。競争心理が働きます。そういう点からいきまして、公がやりますと補助金をつけないわけでありますが、国の方は御案内のとおりどんどん保育所におきましては民間の方に補助金を出しておるところでございます。そういうことも踏まえますと、今回のあれは本当にいい話ではないかと思っておるところでございます。私は、牛牧のあれは廃止するとか、そういうことは一言も言っておりません。まずもって、民が出てくることによって市民の選択肢がふえ、また保育がいろんな意味で活性化されるのではないかということを思っておりますので。

そして、議会の皆さんにお願いしたいのは、特にこの公園整備等々を行いますのに、いろんな公共施設のあたりですと、そこが避難所とかいろんな形で、災害が起きたときに建物も利用させていただく、そういうこともこれからは考えていかなきゃいけない。公園とまるきり施設は離れておるところにある。公園とかそういうものとあわせて整備されておれば、公として災害のときはお借りして避難所とかいろんなことがある。そのかわり、もちろんこっちは水害のこともございますので、2階建てをつくってもらうとか、そういう要望もできるわけでありまして、そこら辺も、つくる以上そういったこと等も考えてしなくてはいけない。いずれにしましても、保育所の関係におきましては県内でいろんなところがございます。山間部に行けば、なかなか民間進出は難しいわけがございますけれども、ほとんどの市が民間委託でやっておりますが、瑞穂市だけは私は公設公営でやっていくと。ですから、牛牧のやつを廃止するというのは一言もまだ申し上げておりません。民が入ってきて、市民に選択肢ができた。相当な人が、今、民へ行っております。外へ、長良川を越えて、また北方とか、いろんなところへ行っておりますので、逆に市内にできると、そういった選択肢が近いところできるということで、私はいいことじゃないかと思っ、今回そういった届け出がございました。県の方が認可をするというところがございます。市の方としましても、こういった整備するための補助金の制度がございます。そういうことに基づきまして提案をさせていただいておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 2番 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 公園の話ですけれども、公園をつくりたい、つくりたいと、私もつくりたいですから、そういう大ざっぱな質問はしておりませんので、公園は整備したい、したい、したいというふうに福富部長さんと市長さんから言われましても、それは答弁になっていないということを申し上げます。もっと細かいことを聞いているわけですから、決め方の。

それからもう一つ、選択肢がふえるというのはまやかしです。原発は安全だと言ってきたようなものです。理由を申し上げますが、先ほど教育次長さんが言われたように、もしもこの補正が通って清流会が上牛牧にできれば、牛牧第1をまたそこへ持っていくことはない。だった

ら第1を老朽化しているのをもう一回あそこへ建て直すかというのも、実際問題はある得ないんじゃないかと思えますね。もしあそこを廃園にすることになれば、選択肢は、公立がなくなるわけですから、それは押さえておきたいと思えます。

それからもう一つ、新しい清流会の保育所ができて、これは四つ目になるわけですね。でも、ままん保育所とかという初めて聞くようなのができていますので、それを入れれば清流だけが五つになるわけですから、瑞穂市で。私立保育所、幼稚園として、清流だけ五つ目なんです。ままんは抜くとしても、四つ目なんです。あそこは特にシュタイナーとかいう特殊なやり方をやっているわけです、御存じだと思いますけど。そういうところへ選択肢が広がったといって預ける親が多いとは思わないし、まあどこでもいいわと、預かって迎えに来てくれればいいわと。迎えに来てくれるというのは親は大きいですからね。迎えに来てくれるから、別に市外だっていいわけですよ、私立は。それよりはパパが出た岐阜市のあそこの保育園へ行かせたいなんて親は幾らでもいるんですから。迎えに来てくれるんですから、別に親にとってはそう変わらないんです。瑞穂市にまた新しい清流系の保育所ができたって、選択肢が広がるなんていうことはありませんと私は思います。

以上で、とりあえず質問を終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

3点ほど御質問を申し上げたいと思えます。

1点目は、先ほど来問題になっております安心こども基金事業補助金に係る問題であります。要するに、結論をはっきり言えば、牛牧第1保育所を廃園にして、清流会の保育所にとってかえる。もう場所も決まっている。公園については、1枚、2枚、3枚、地権者の方は判を押したというふうな話を聞いていますけれども、それは正確な情報ではありませんので、聞いているということで押さえておいていただきたいと思うんですけれども。それから、現地の西の柿畑の方までやっていくと。その北側ですね、先ほどの熊谷議員の言い方からすると1,200坪。300坪が1枚、2枚、3枚、4枚で1,200坪、ちょうど背中合わせに裏側にありますよね。だから、そこでつくるんじゃないかというふうに皆さんは思っている。先ほど市長の答弁では、視点はいいと思うんですよ。要するに公共施設と、もし災害が起こったときに避難する場所とか、近くでセットにあるというようなことは大事なことだと思うんです、そのこと自体は。ただ問題は、熊谷議員が言ったように、特定の思想を持った特定の幼稚園や保育園が瑞穂市をばっこするようになったら、本当に選択の余地が広がるのかどうかということを考えなきゃいけないですね。であるとすると、あまり選択の幅が実地的な意味において広がったということにはな

らないんじゃないかというふうに思うんです。そのことが、繰り返しますけれども、腹の中でみんな思っておる。もう決まっておるんだと。だから、23年度中に着工すれば国の補助金も出るでというようなことで、事を悪く言うと、行政も、それから清流会も、まさに渡りに船ということで進んでおるんじゃないかというふうに思わざるを得ないということなんです。だから、林次長も先ほど言いましたけれども、まだ決まっておりませんと。ことしじゅうに調査をしますと。それから協議をしますというふうなことを、今の段階で100万回言ったっていいわけですよ。ところが実際問題、そういう地権者から土地を買うということも含めて話がどんどん進んでいった暁には、こういう状況になりましたから、保育所の方については廃止ということも含めて検討、あるいは協議をさせていただきますと言い直せばいいだけなんです。そういうつまり疑念を抱いているということです。

先ほどからの公園の問題も一緒ですよ、後から言いますけれども。議案の出し方の問題が問われておるんですよ。そのことをこの間、議会の中で皆さんいろんなことを言われたけれども、それを整理すると、議案の出し方についてもう少し執行部は考えて出さんといかんのじゃないかということだと思っんです。場所はというと、まだはっきり決まっておりません。だったら、そんな議案の出し方自体が問題だから、出しちゃいけませんと。その結果、今年度着工できなくなっちゃって仕方がない。国の補助金をもらうために、そういう手続とか議論というものをあいまいにして先に進むなんていうことは執行部の独走になってしまうということだと思っんです。そうじゃないですか。まず執行部の御答弁をいただいて、またその答弁によっては再質問をさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私ども事務局としましては、決して独走をしているわけでもなし、策略をしているわけでもございません。6月17日に書類が出てきましたので、それから事業ヒアリングを受けて、補正を組んで、今回の議会に出させていただいたと、事務的にやらせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 事務的に出したというふうに幾ら言われても、恐らく私を含めて、先ほど来の具体的事実を総合的に勘案すると、場所も大体特定をしてある。さっきの市長の答弁をも含めて考えると、それも入れ込んで状況判断すると。ただ、地権者にはまだ話をしていないというのは本当かもしれません、失礼ながらね。それは本当かもしれません。これからの問題かもわからん。ということは、裏を返せば先行きどうなるかわからんという問題があるじゃないですか。地元の人が市であれば売るけれども、法人や民間の個人であれば売らないと。今まで牛牧地区もいろんな企業が進出してきましたわね。岐センにしてみても、いろんなとこ

ろがあります。そういう経験の中で、地元の皆さんは地元の皆さんの考え方を持っておられるかもしれない。つまり、繰り返しますけれども、先行き不透明な部分があるかもわからないという段階で、そんなに急いで、今年度中だから、4年延びたからといって駆け込んできて、その駆け込んだ勢いにこっちも乗って議案書を出すというのは、ちょっと急ぎ過ぎじゃないかと。今現在、牛牧第1の方をどうするか調査しておると言っておるでしょう。調査をしておるんだったら、その調査をしっかりやったらどうですか。二つとも同じ近接した場所に必要ないということにならざるを得ないことがわかっておるのならば、牛牧第1の方の調査をしっかりとやるのがまず第1ではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 調査は調査としてしっかりやります。

それと、先ほど言われました土地の地権者にはまだ折衝はしておりません。したがって、この場所ですと言いますと、地権者の方がおれは何も聞いておらんぞという話になりますので、だから場所も特定はしていないということでございます。

それで、先ほど言われました、じゃあ話をして売ってもらえなんたらどうなるかということですが、あくまでこれは事業計画であります。それから、申請書を今度は出しますので、そのときには地権者の承諾を得て買う段取りがついて申請書を出すと。こういう話で決めましたので、補助金申請をしますという話になります。極端な話を申しますと、もし場所がどこもなかったら、流れるかもしれないということになるかと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 極端なことを言えば流れるかもしれない。そういう結果になるかもしれないことを考えるならば、第1にやるべきは、牛牧第1保育所の問題について、場所も含めてどうするかということを我々としては先に考えていただきたい。というのはまた一般質問でやりますけどね。新システムとの関係も絡んでくるんですよ。私立保育園とか、私立幼稚園とかの複数の進出ということになってくると、その後の保育の現状がどうなるかということをもた別に変心配しておりますので、そういう観点とあわせながらもちょっと今質問をさせていただいておるわけでありまして、いずれにいたしましても、議案書にのせちゃったんですね。のせちゃっている以上は、これを修正案で消すか、具体的な方法はそれしかないんです。幾らここで議論してみたところで、もう出ているんだから。だから事前に、こういう状況でこうだということぐらいの最低の話を、もっと早く文教常任委員会なり全員協議会なりで話をするということが必要ではなかったかというふうに思います。最終的には意見ということでおきます。

次に、公園の問題ですけれども、これも先ほど来皆さんおっしゃっておられますが、棚橋議

員も指摘をされておりましたけれども、昨年の12月に出た公園の選定基準の問題と、それから今回出た選定基準の丸の問題ですね。これは実際に丸の数も丸の場所も違っているところがありますよね。野白新田の扣畑であれば、15分の4が15分の7になっている。野白の、これは何て言うんですか、読み方がわからんですけど、15分の8から15分の7というぐあいに、その次の3番が15分の9から15分の8、4番が15分の10から15分の9、井場が15分の9から15分の8、伯母塚が15分の10から15分の9、新しく野口が15分の8ということで、いわゆる丸の数と場所が違ってきておるんですよ。ということはどういうことを言いたいかというと、選定基準の客観性という心棒がずれているということなんですね。ということは、どういう基準の内容が変わったから、丸の数がないところがついて、あるところが消えたのか、これはきちっと住民に対する説明責任を果たさなければいけないと思うんですね。そういう点についてはどうですか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 前回出させていただきました同じ公園整備選定結果でございますが、一部前回の指摘がございまして、例えば人口の密度ですが、ちょっと細かくしました。基本的な項目は一緒なんですけど、今回はエリアの人口にしました。例えば、この前ちょうど熊谷議員が言われましたように、穂積小学校区、それから牛牧小学校区という形で、公園整備計画の方に数値は計上してございましたが、これではなしに、今回の場合は都市計画の基礎調査の人口の伸び率、細かいエリアでの伸び率を、細かい数字でちょっと申しわけないんですが、例えば野白新田の扣畑ですが、これですとヘクタール当たり24.5人ですよということで、伸び率も人口増加率も1%ですよということです。そして、穂積の7番目の野口ですと、ここは41.6人ということで、ヘクタール当たり41.6人住んでみえますよ、そして伸び率は2.4%ですよということで、細かい数字にして、基本的なものは変えてございませんが、細かいところで評価指針を変えてという形ですので、全体の考え方としては変えておりませんが、細かくもう少しわかりやすくしたということで多少変わっておりますが、基本的な考え方は変えていないつもりでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今の答弁では、人口密度について評価基準を細かくわかりやすくしたと。基本的には変わっていないということですけど、前の表と今度の表を比較検討してもらえば明らかなおりであります。人口密度のところの丸は変わっていません、前も今度も。つまり、細かく基準をしたということは全く影響していない。だからそうすると、今の答弁ははっきり言ってピント外れになっているね。私が聞いたのは、基本的には変わっていないと言うけれども、ついたところ、2番で総合的な配置、公園種別との整合性が図られていることを評価するというのは、1番も、2番も、5番も、6番も丸がついておったんですよ。これは消えておる

んです。とすると、それはどういう基準に基づいて消えたのか。このことをしっかり住民に対して説明をする責任がある。新しく平たんて整形な土地となっていることを評価するということで、2番はなかったのが丸になって、7番は新しいですけど、これは丸になっている。これも変わっておるんです。だから、それも基本的に、なぜ変わったのか説明をしなきゃいけない。

というのは、皆さんも先ほど来言われていますけど、僕も公園をつくることは賛成なんですよ。どんどんどんどん市長の考えに基づいて公園を避難場所ということも含めてつくっていただく、これは住民の安心・安全にとって大事なことなんです。ただ、それをつくるプロセスが、住民の納得と議会の納得を得てやる方がいいに決まっておるんですよ。いいことはそうしなきゃいかん。とすると、今これをちょちょっと見て、もっと言うとまたいろんな例が下に、バツのところ丸になっている、公園の整備方針のところとかね。全部それも丸と重ね合わせれば、だれが見たって明らかに見えるわけですよ。それを堀市長だから、自分は全力で、自分の選挙より飛び回ったとか、そんな大げさなことは言わないけれども、そういうことがあっても関係ないんですよ、そんなことは。そういう選挙とかどうかということとは関係なしに、堀市長の定義であったとしても、客観的な基準が違っておるところを僕は違うとはっきり言っているだけなんです。それは仕方ない。そうでなきゃ住民の皆さんは納得しないから、おかしいなと思う。だから、そういう意味からすると、今言った点についてはおかしいんじゃないかと。先ほど福富部長も、大体こういうことで、あまり細かいけれども選定基準をやっていますみたいな答弁をされていました。そういう答弁を聞くと、ちょっと考えてもらわないかんのじゃないかなあと。もっと客観的な選定基準というものを明確にしていきたい。何回も繰り返しますけど、どうですか、それは。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 前回出させていただきましたときはマル・バツかということでやっておりますし、うちの基準の方でも、先ほど言われましたように、公園・緑地等基本計画との整合性ですが、これは図面もついておりますが、丸の中にあるかないかという判断だけで判断をしておりましたが、この中でもう少し細かく、ここに書いてありますように、近隣公園がこのエリアは必要ですよ、ここは街区公園ですよということで分けさせていただいたり、いろんなことで少し細かく選定をさせていただいたということでございますので、特に他意があったわけでもございませんし、どちらかという前より少し基準を細かくしたということで私の方は考えておりますが、前も例えば人口だけでいいますと高いとか低いということで判断をしておりますので、たまたまここには2段書きにして細かくしたというふうに考えております。ちょっと一部変更をした部分がございますが、これはとらえようもございましたので変わっているところもございますが、基本的には変えたつもりはございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 先ほども申し上げたように、選定基準の位置・形状についての1から7、需要と供給についての1から4、経済性についての1から4、これ自体は変わっていないわけですよ。人口密度のところの細かくしたかどうかというのは変わっておったとしてもね。そこへの丸の打ち方が違うわけですよ。これも先ほど棚橋議員が言っていたけれども、一つ違ったら順番が狂うんですよ。もう一つ9になったら同時にやるんですか。同じ点数のやつは後先どういう基準で変えてやるんですか。住民の皆さんにとっては物すごく影響が出てくるんですよ、同じように要望を出していますからね。だから、もちろん他意があったわけじゃないということとは信じますけれども、客観的に見ると、恣意的に一つ違うだけでも、住民の皆さんにとって公園ができるかできないかということは影響が出てくるということなんですね。だからそういう意味で、私はこの議案についてはもう少し検討をしていかなきゃいかなあと、この議会中に考えていかなきゃいかなあというふうに思っております。それは質問はもうしませんね。

あと、住宅リフォームの問題について一言言っておきたいんですけども、この制度を導入するということは、堀市長の基本的な考え方であって、まことに敬意を表したいというふうに思っております。ただ、この要望の全国の一覧を見ても、期限を1年としたり、2年としたり、3年としたり、中には延長とか、これから続けていつからやっていきますよとか、いろいろあるんですけども、県内を見ると結構期限を切っておるのが多いんですね。うちの要綱についても期限を切られております。何で期限を切っているのか。というのは、制度というものは安定したものであった方がいいと思うんですね。それが利用する側も、施工業者の側も、こういう制度が続いていくんだという安心感を持って対することができると思うんですよ。ところが、2年しかやらんぞとなっちゃうと、2年しかやらんのかというふうにすぐ受けとめてしまうと思うんですね。ですから、何でみんな期限を切ってやっておるのかなあと。継続したシステムとして導入をされたのと違うのかなあというところが少し疑問に思いましたので、答弁をいただきたいと。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 基本的に、この住宅リフォームの要綱の方でございますが、地域経済の活性化ということを目的にしておりますので、経済状況もございます。そういうことも踏まえてひとまず、各市町一、二年の短期間、短いスパンでやっておりますし、企業の方も、前にも話しましたように、八百何社のうち4分の1程度の関連企業があるということもございまして、その辺も踏まえて、逆に商工業の活性化ということを主題にしておりますので、全国的にそういう制度が使われているのではないかなあというふうに考えておりますし、他市町の状況も同様ですのでそんな形でやっていきたいと思っておりますし、ほかの市町も見ながら、

また継続するかどうかについては以降の検討課題になるかと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今のような経済情勢であるからということに規定をした制度であるという考え方だと思うんですけど、私はそうではないと。瑞穂市に大企業があるわけじゃない。少し成長しておる会社もありますけれども、基本的には零細の人たちが圧倒的だと思うんですね。ですから、恒常的にそういう人たちが経営が活性化するためにどうするかという観点からこういう制度はつくっていくべきだというふうに思います。これも提案して、こういうふうに要綱でつくっていますから、そこら辺の考え方も含めて今後検討をし直すような方向でもぜひ考えていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 18番 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 議席番号18番 若園五朗。

議案第59号の平成23年度瑞穂市一般会計補正予算の内容について、御質問させていただきます。

三つございますが、一つは子育て支援対策臨時特例交付金の安心こども基金、この基金がいつからできて、時限立法であるこの法律について詳しい経過説明を、教育次長、お願いします。以上です。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） この基金につきましては、平成21年に設立されたものと理解しております。国からの基金を岐阜県が安心こども基金として、現在県が基金化しているということでございます。それで、この最終改正が23年2月8日に改正されたというところで、24年の3月まで延びたということで理解をいたしております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 18番 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 教育次長に御説明申し上げますが、この子育て支援対策臨時特例交付金は、平成21年4月1日から平成23年6月23日、今回、8回の改正が行われております。そうした中で、先ほど西岡議員も言われましたとおり今回の清流会についての議案の出し方。今、私は文教の常任委員会の方に委員としておりますが、先ほど来ございました6月17日以降の経過説明の中でも、お手元の資料の中を見ても、平成23年7月15日に、収入、支出、すべて議員の方に配付されておるところでございます。その具体的内容を見ても、土地、不動産売買契約書、あるいは設計監理料と、すごく具体的な明細が出ている中で、先ほど教育次長から御説明

があった安心こども基金が、この改正の99ページまで資料があります。そのことをしっかり議員にわからせて、この予算を計上し、小寺議員が言われたように、瑞穂市の保育所・幼稚園については公設するんだ、しかし先ほど言われたように、市長は民間の活力を生かして今後決めていくということですが、最終的には議員の理解がないと議決ができないことだと思います。決算認定の中の22年度の安心基金の40ページ、ここにも具体的に、安心基金が平成21年の4月1日の改正があって、具体的に市としては予算執行をしているわけです。なぜ6月17日から8月24日の間、そしてきょうまでの議会の委員会なりで何で説明できないのか、重なりますが再度回答をお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私ども、この書類をいただいて、市の補助金は予算化しないと出ないわけです。安心こども基金は県の方ですので、県の関係になりますが、それについてどうするかということで事業ヒアリングをしまして、その後、補正予算査定がありまして、議会提案するということになったわけです。したがって、今までに議会提案する件について、事前の委員会・協議会等で諮った事実はないということで、やっていなかったということで御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 18番 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 現在、私は文教で、音響施設もそうです。6,300万で3,000万で落札しておる。そして、この間の6月補正でも、巢南中学校の配せん室、実際に私は現場を見たらそこしかやっていなかった。その間、ことしの10月31日の工期でやれる分だけ残っておると。予算はつけるけれども、教育次長が責任者であれば、必ず担当に指示する、現場を見てこないから、そういう予算がつくのが現状なんです。そのことが皆さん、議員の中で、いいことをやっておっても疑惑が強いですよ。疑惑、疑惑というふうに思っちゃうんですよ。前の市長じゃないですけども、奥田副市長がおる中で、国のこういう施策の中で、交付金はこういうやつがあるんやと、こういう項目についてはこういう項目があるんやと、だから議員さん、もしあれやったら提案してくれということ、とにかくみずから各部長が言わないかんですよ。そんな一夜漬けの予算提案だけでは、はっきり言って幾らいいことでも議員の方々には理解できないと思います。確かに私たちは市民の代表ですけど、個々に市民の方に説明する中で、瑞穂市はこういう考えを持っておるけどどうかねという聞く時間もないじゃないですか、はっきり言って。今回のこういう清流会の安心基金の出し方、予算の出し方については非常に疑問に思っています。

そして、今現在、瑞穂市のゼロ歳から5歳までは1,940人の中で、瑞穂市の公立は1,495人です。500名は私立へ行っていると。いろんな私立の特性で出している保護者がある。そうなれ

ば、具体的に市長が言っている清流会のいいところに切りかえるということをもっと余裕を持ってやらせる必要があるんです。この予算を見ても、今回仮に議決されて、この予算を繰り越し明許で、来年度も含めてこの予算を執行していくという計画ですので、まだ余裕があるので、もっと議会と市民に理解される予算の出し方、説明せなみんな納得せんと思います。

今回の内容については総務の方に付託されますが、文教では協議会に切りかわりますが、各議員が言われたことを肝に銘じて、市長が言われたガラス張り、もっとわかりやすくしっかりやらないと、7月15日の清流が出した表を見ると、面積も位置もわかっていません。そういうこともすべて執行部はわかっておってもしゃべらずに、そういうことはわかりやすく議員にしゃべらなだめですよ。今回の質問で、まだ決めていませんどうのこうのと。三千九百、細かい数字まで出ているということは、教育次長が清流会さんと呼んで、これはどこら辺で、何でこの単価が1億2,000万出ているんや、これはどうかということをはっきり聞いて、瑞穂市がこの6億の中の2億を出すんですから、しっかり私たちが決断できるような材料を持ってこない、各議員の方は納得できんと私は思います。

その次に、福富都市整備部長にお尋ねしたいんですが、今回の道路新設と公園施設改良ですけども、この資料については全協で皆さんに配ってみえます。その中で公園について、議員の方も資料を見てほしいんですけども、穂積野口公園、22年の12月に上がってきました。そのときには2,700平米、用地取得8,200万。今回幾らでしょう。2,500平米で7,600万。祖父江伯母塚、12月定例会、2,000平米で6,100万。今回、2,500平米で7,600万、この差額1,500万。そして、祖父江伯母塚の土地については、1筆987平米の短冊の田んぼです。2筆足しても1,974平米、3筆足して2,500平米、ある土地を半分に分けてください。この数字合わせは何かといいますと、皆さんがもらった公園整備計画の中に、緑地公園、児童公園、街区公園、近隣公園、街区公園が2,500平米です。これは数字合わせです。12月と今回の9月定例会の資料を合わせたときに整合性がとれんということが議員の皆さんは知っているんですよ。なぜこういう数字が出てきたか、具体的に説明してください。

そして、道路新設においても、皆さん表を持っていますので、平米8万6,000円、牛牧市道、坪26万円、十九条8万円、そして今の言っておる公園は坪10万円で単価が出ています。その具体的な単価の出し方、なぜそういうふうになったか具体的な説明。前のときには鑑定士を入れて、議会に場所をちゃんと説明して、それで買ってもいいかとあったんですが、いかにも西岡議員が言われたように予算の出し方が唐突なのが多過ぎます。御説明をお願いします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 若園議員言われたとおりでございます。2,500平米につきましては、街区公園の2,500平米を基準に、9月補正の予算計上ヒアリングの際に2,500平米を2カ所ということで、特に場所も決めずに、2カ所分の5,000平米を計上してございました。一番

下の本田の方につきましては、既に土地が供用開始されておりますので、この面積を使っております。それで場所については、議会前にもう一度調査というか、もともとはそんなに変わっていませんが、客観的な整備基準、整備順位を決めて、この伯母塚と野口にしたわけですが、先ほど言いましたように、2,500平米で切るのかということも、まだ関係者にも当たっておりませんし、公園自体の用地取得についても、まだ地権者に直接当たったわけではございません。これはうちの希望というか計画だけですので、これが例えばふえたり減ったりということは多少あるかというふうには思っておりますが、そういうことで面積については、予算の計上してある2,500平米を計上したものでございます。

それと道路については、生津とか、牛牧とか、十九条がありますが、これはまだ鑑定もっておりません。こういうものにつきましては、通常の道路ですと評価額から算定をしておりますが、これはいろいろ条件がございます。相手がある関係もありますので、そういうことも含めて途中の経過の中でこういう単価が設定されております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 18番 若園五朗君。

18番（若園五朗君） また詳しいことは文教の協議会で確認させていただきます。

都市整備部長にお尋ねしたいんですが、公園整備選定結果の丸印の件ですけれども、その中に洪水ハザードマップとか地震ハザードマップというのがあるんですが、瑞穂市の地理は御存じのとおり、巢南の西の七崎が海拔13.9、そして21号の穂積地区は海拔6.4、そして今回、伯母塚は6.9、今回何で水害時の避難のときのマル・バツなしで、土地の評価をしていないんですか。皆さんが持ってみえる洪水ハザードマップも見てもらえばわかります。このような洪水区域が多いんです。こういうこともすべて実地条件のカウントで、議員もわかっていますけど、もっとわかりやすく説明し、資料にきちっと、将来公園をつくるのは避難場所という想定もあると思うんですよ。そういう書類をきちっと整備し、どこに問題点があるかということを知ってほしいと思うんですよ。以上です。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ハザードマップは、各自宅の方へもお配りしております。この中で水深について、7メートル以上とか、5メートル以上とか、そういうのがございますので、全協のときにお配りした中で丸が打ってあるのは扣畑のみでございます。それで、盛り土やなんかで対応もできますので、評価としては水がつかないよという評価、今の現状でも水がつかないよという評価をしておるわけです。この中で、洪水のハザードマップの方にも、浸水深が、例えば野白新田でいいますと2メートルから5メートル、多いところはないんですが、ほとんどが5メートル未満というところがございます。7メートルというところもございます。それから、一部の住民の方からも、満場道とかいろんなところで、高いところから避難できる

ところにつくった方がいいんじゃないかという御意見もいただいております。そういうことで、湛水深についてはほとんどが、市内全部、先ほど言われましたように、居倉とか唐栗の方でもハザードマップ上は湛水するという地域ですので、この辺については逆に、ほとんどが2メートルから5メートル未満というところですので評価はしてございませんが、1ヵ所だけは堤防の近くであるよということですので、ハザードマップもしかりですが、もう1個、地震のハザードマップについては、近くに倒壊家屋がないかどうかということも観点に入れて審査してある、評点をつけておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 18番 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 道路改良新設の生津市道の103、723号ですけど、あのところは当初は公園、そして水防倉庫、そして今回は道路改良と出てるんですけど、私は今回の道路新設、あるいは公園については推進すべきだと思いますが、なぜこういうふうに定例会ごとに変えてくるか、その辺御説明をお願いします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 経過を申しますと、一番当初は、合併以降すぐですけども、もともとは家屋が廃屋になっていました。それで、御存じのように競売物件になって、落札した方もあって、そういうところへも私連絡して、家の取り壊し等をしてほしいという話もしました。もともとは通学路とか通勤の方があって、かわらが落ちてきて危険ですよと、それから道路もちょうど坂路になっていて見にくいというふうで地元からの要望がございました。そのときに市としては、前の市長のときですが、公園で買ったらどうやということで、市の方としては競売物件が出たときには市で参加しました。ところが、残念なことに落札できませんでした。それ以降、第三者に渡ったわけですが、このときに公園としては面積が500平米ぐらいでするので小さいので、これは公園ではないんじゃないかと。生津地区はもともと大半が区画整理事業で、公園面積は既に地元の方で確保してみえますので、そこで公園という話はおかしいんじゃないかという話もございました。その中で、これも予算計上した経過もございましたが、水防倉庫ぐらいしか取得の方法としてはないんじゃないかということで、水防倉庫に区分しますよということで、議会の皆様にもお配りした経緯はございます。ところが、今回、牛牧もそうですが、通行者の安全性やなんかを確保するためには今回道路整備として、全部が道路として利用するわけではございませんが、その残りについては、全協のときにもお話ししましたように、先ほど言いましたような水防施設をつくったり、ポケットパークにするとかいろんな活用方法は出てくると思いますので、こういうことも含めて、いつまでも現場の方も危険ですので、通学路の安全確保という点から、本来の目的である道路整備として計上させていただいたものです。道路整備だけだったら、その部分だけ買えばいいんじゃないか、補償物件だけ補償すれ

ばいいんじゃないかという意見もあろうかと思いますが、相手のこともございますので、こういう希望をしてみえるということで、今回、四百九十幾つなんですが、500平米の計上をさせていただいたものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 18番 若園五郎君。

18番（若園五郎君） 最後になりますが、競売をしたときは確かに580万か530万か、600万以下だと思いますので、将来、あそこは避難場所か、景観もいいので災害時、あるいは道路整備、改良することが重要だと思いますので、その点を含めて今後ともよろしく願います。

最後になりますがけれども、直接は関係ないですけれども、市の予算の中で、公園を見ているんですが、こういうのは市のものと個人のものと同様としたらだめだと思うんですね。今回もそういう予算に見えてくるので、今後はしっかり区分けした考え方をしないと、今回のこのような予算に形として出てくるので、今回の9月定例会の条例、予算については、議員ともどもとよく審議し、実施していただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 議事の都合により、しばらく休憩します。3時20分から再開します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時23分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号に対しましての質疑、ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第59号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の中における、先ほど来何回も出ておりました清流会の件につきまして再度質問をさせていただきます。

いろいろな形で、担当部と申しますか教育委員会の皆様方にはそれぞれ私なりの疑問点をぶつけておりましたが、一般質問では私この件はやりませんので、公の場で、重なる部分があったといたしましても、再度御答弁をお願い申し上げたいと思います。

その第1点は、先ほど来出ておりましたように、場所がはっきりしない段階での審議は慎重にできないという疑問点を持っておりますので、再度その件につきまして端的な御答弁をお願いしたい。

それから、2番目としまして、私立の幼稚園ないし保育園と申しましてもいいんですが、そういう清流会のようなところが出てくることを仮に是といたしましても、なぜ清流ばかりなのかという非常に単純といえますか純粋な疑問がわくわけでございます。先ほど質問の中にもありましたように、既に巢南地区におきまして3カ所、今度仮に上牛牧に新設されれば4カ所、

プラスアルファ5ヵ所となるということが既に担当部の教育委員会にも申し上げておりますが、私立の教育方針というのは、皆さん御存じのように特殊な教育方針を持っておるわけですね。そういう特殊な教育方針のもとで、素晴らしい教育方針もありますし、大変危険な教育方針もあります。この清流会の教育方針をつぶさに研究をしたわけではございませんけれども、要は大勢の瑞穂市の幼児の皆様方が、この私立の特殊な教育方針にのっとり幼児の時代から教育されていくということに若干危機意識を持つものでございます。したがって、なおさら教育関係に携わられる担当部の皆様方が、そういう危機的な考えが出てこなかったのかどうか。その辺は多分、まだそこまで研究していないから云々というお話になるかと思えます。ただ単に公とか私とかという単純な発想の中でのいいとか悪いとかの問題じゃなくて、教育方針がどうなのかということまで深く突き詰めていただく必要があるかと考えるところでございますので、その辺も2番目として端的に御答弁願いたい。

それから次に、場所的な問題でございますが、上牛牧と限定して出てきたと、出てきたいという申し出があったと。何度も申し上げておりましたが、じゃあ他の場所ではだめなのかと。瑞穂市内でもいいですよ。だけれども、上牛牧以外の場所でも瑞穂市は保育園が足りない、あるいは幼児教育の不足している場所が二、三あるんで、そちらでいかがでしょうかという打診をしたのかどうかという部分に非常にまた不明確な部分があります。向こうからの申し出をそのままそっくり100%受け入れて、あっそうですか、ありがとうございます、なかなか出てきていただけないあなた方がこんなところへよく出てきていただきましたというようなお気持ちがあるならそれは別としまして、本田とか生津、あるいは穂積地区におきましても老朽化した保育園がありまして、私立ですからいろいろなお話の中に採算面が合うとか合わないとかいう話も聞いておりますが、瑞穂市内に出たいのであれば、上牛牧に出れば合うのなら、よその土地に出たって合うはずなんです。さっきもお話が出ましたように、幼稚園や保育園というのはバスで送迎いたしますので、瑞穂市内にどうしても出たいというなら、他の場所であってはいけなかったのかという部分を、なぜその時点で机上の論議をされていないのか。一切されていないという回答ですので、再度その辺をお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどの質問の中にも若干ありましたが、6月の総務委員会などでいろいろなやりとりがあったようでございますが、それから推測しますと、既に公園が決定する前から保育園を誘導した人物があるような気がしないわけではありません。公園が承認された、だからぜひ出てきてくださいという話をさらに深く連絡したことによって、6月17日前に、林次長が答弁されたように申し出があったというようなつながりですね、糸のつながり、これはまさに構成できるわけですね。それと、たまたま本日昼休みに食事をしておりましたら、ある情報通の方にばったり会いました。それがだれであるかは申し上げられませんが、この話が出たときに、清流会なら、北方にある設計者がいると。清流会を担当する設計者と瑞穂市議会議員の中に、

あるいは執行部の中かもわからんけれども、だれかは言えんけれども深くかかわっている人物がおると。まさに今より三、四時間前の話でございますが、そんな話を聞きますと、間接的にその設計者を通じて清流に誘導をされている人物がいるんじゃないかという疑問を持たざるを得ないわけですね。それが大変いいことであれば、それはそれで私はいいと思うんです。けれども先ほど来申し上げましたように、場所もまだわからないとか、あるいは教育方針もしっかりと研究されていないとか、そういう段階の中で、補助金が出る期限を過ぎてしまってもったいないからというようなことだけで、これを審議の場に持ち出したということについては、大変な疑問を感じるところでございますので、その辺を含めました御答弁をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 場所につきましては、先ほどからも申しておりますが、上牛牧ということで、ある一定の場所は事業主さんは目安をつけてみえます。ただ、土地の地権者にもまだ一切話しておりません。ですから、図面でお示して、この土地、だれの土地で何平米という話が、本人に行く前にそういう話は、例えば議会とか執行部でするのは、先に広がると、何やおれは知らんがやという話になってしまうかもしれません。ですから、目星はつけてみえるかもしれませんが、このあたりでということ考えてみえるということ御理解をいただきたい。上牛牧公園の近く、隣接とは申しません、近くだということ聞いております。

それから、他の場所ではだめなのかという話ですが、清流さんは瑞穂市に事業所がございますので、市の状況をよく御存じです。それで、一般の企業でもそうですが、どこにつくるかということをよく調査して、そして判断されると思います。今回につきましては、これは清流さんが調査して判断されて、そして清流さんの考えで出てきたということでありまして、決して私どもが誘致したわけではございません。ここでどうですかということではございません。事業主さんが考えた上に出してみえたということで、その書類が出てきたということで、私どもは上げさせていただいたということでございます。

この清流さんにつきましては、例えば危機的な考えとか思想を持ってみえるとか言われますが、私どもそういったことは考えておりませんし、そういうふうに理解はしておりません。実績があつて、人気があつて、入園希望者も数多く見えるということで、すばらしい成果を上げてみえると考えております。そういった意味では、清流さんに来ていただくことに何ら抵抗はないと。そして、清流さんしかだめなのかという話なんです。私どもはどなたでも結構なんです。そういった進出したいという希望があれば、書類が出てくれば、同じようにこうやって上げさせていただいたと思います。例えばどここのB保育園、幼稚園であっても、同じように書類を上げさせていただいた、清流さんから出てきたから私どもは事務的に上げさせていただいたということでございます。先ほど来もありますが、牛牧第1ということ、そして民有化じゃな

いかということではありますが、決してそうではなくて、それは別問題として考えていただきたい。書類として上がってきたといった事実をとらえて判断をいただきたいと思います。

それから、保育園を誘導したとか設計者から話が、清流とかを建てた設計士は私も知っておりますが、その方から話があったかということとは今回はございません。設計まで行っていませんけど、そういった相談をしてみえる方は、また今回は違う設計士さんだとお伺いしております。ですから、そういった誘導とか北方の設計士さんから話があったということは一切ございませんし、私どもは知らない話でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 大変差しさわりのない御答弁でございまして、当然の御答弁かというふうに受けとめております。

ただその中で1点、向こうから進出したいと言ってきたんだから云々という話があったんですが、仮にそうであっても、先ほど申しましたように、おたくはそうかもしれないけど、私どもとしてはそれ以外にもありますが、いかななものでしょうかという検討をゆだねる時間を与えたり、あるいは一緒になってお話し合いをされた経緯がないということでございますので、その辺が非常にあっさりを受けてしまって、こういうふうに上げていっちゃるということに、甚だ胆略的過ぎないかという部分で先ほど来申し上げておるわけでございまして、今からでも遅くないものですから、何でしたらこれからでも清流と、ほかではだめなのかという折衝をいただくことを私から提案していきます。以上です。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 私の一存では答弁できませんので、すみません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） 答弁できる方をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これまで次長の方から答弁をしておるとおりなんですけど、そういった場所等については事業者が考えることでございますので、私どもがこれはどうか、これはどうかということ言うべきものではないと思っております。また、そのほかの生津地区のことに關しても、私は清流の園長さんですか、理事長さんですか、あの方にはそういったことも申し出があったときにお話はしましたが、牛牧でということございました。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） だから、そこはよくわかっておりますが、再度、そういう話があるんだが、牛牧以外では本当にだめなのですかといってもう一度打診していただくのも一つの方法であるし、私どもがこういう御質問を申し上げたときに、ほかにも打診したんだけど、今、教育長さんがおっしゃるように少しはやられたようですが、現場周辺、この地区は人口がふえそうだしどうのこうのというデータはお持ちでしょうけれども、ここだけじゃないところに複数で御検討をいただく場所決めをお願いできませんかという交渉した経緯をつくっていただきたいんですわ。そこもだめだった、あそこもだめだった、ここよりしようがないんだという答弁が私は聞きたかったんです。けど今までの話からすると、そういうことを一切やっていないということでしたので、しつこいですが、あえてこのような質問を何度も申し上げているところであります。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 先ほどの答弁とまた重なる部分もあるんですが、もともとは、林次長が繰り返し答弁させておっていただきますように、民間の事業者が進出をしたいという計画を持ってみえた。それも安心こども基金を使って、期間延長がありましたので、この基金を使って市内での拡大をしたいという申し出がありましたので、その申し出について県の方に申請をしたいということでございましたので、それについて私どもとしましては、その民間の申し出を、国の施策にも乗った動きでございますので、それをお願いしているというのがまず1点です。

そこで、どこに民の事業主が新設をしたいかということは民が決めることですので、ただしうちのニーズとしては、生津とかそういったことについても考えてもらえませんかということ、先ほども言いましたが、前には口頭で言うておりますが、繰り返しもう一度確認をすることはできるかと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） それじゃあ今おっしゃられましたように、もう一度確認だけしていただいて、多分結果は一緒かと思いますが、確認もしていないということで云々じゃなくて、確認をしたという事実をつくっていただけたら、私としてはこれ以上申し上げません。先ほど来おっしゃっていますが、民が出てくることだからということは何度もおっしゃったんですが、市としても支出は伴うわけですね。だから、市の考え方も向こうにきちんと申し上げるべき筋合いのものであるというふうに考えているからこそ申し上げるわけです。それでいてだめなものはだめだということで、それはそれで結構でございますので、その部分を省略しないできちっとやっていただきたいということをお願いして、私の質問は終わります。以上です。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 先ほど広瀬議員の御質問がございました。

だれか有力者がかかわっておるんですか、またこの中の議会の方がかかわっておるのではないか、こんな御質問が聞こえましたので、私の方からはっきり申し上げます。そういった疑惑は全くございません。そういう話は私は一切聞いておりませんし、そういうあれは全く聞いておりません。設計者の名前も出ました。北方のあれではないか、こんな御質問もございましたが、実はこの設計者も、私は清流みずほの建物を見ておりまして、あの設計者では、私は逆に言いまして、もしやるんでしたら、災害がありましたので、地域の防災の拠点にも、避難所になるような建て方をしてくださいよ、地域のためにもなる設計をしてくださいよと。そして、あの設計事務所ではあれですよと、逆にそんなようなことを私は申した経緯がございます。地域の防災の拠点になるようなところにと、そのことだけは念を押しておきます。そのことだけ申し上げておきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野です。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、1点質問をいたします。

31ページの塵芥処理の関係でございます。

ここで言いますのは、美来の森の焼却炉の解体工事ということで、1億円という本当に大金が計上をされております。撤去についてはお金がかかるということをも十分認識するわけですが、ここの美来の森の展望といいますか、これは多分平成26年度までにリサイクルセンター等を含めたあそこら辺の整備をされるということでございますので、例えば今回1億円出てくるということで、26年度までの間にまだまだ数億円出てくるんですよ。5億か6億かかるわけですね。そこら辺の計画はしっかりされているのか、そこら辺のシミュレーションはされているのかということを確認したいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 31ページの塵芥処理費の工事請負費の1億円で、リサイクルシステムの確立に伴いまして、前の一般質問等々ときには25年度をめどということでお話しさせていただいたとおり、この美来の森に関しましては、撤去費にかかわりまして、当初予算でまず焼却炉の解体前の汚染物の物質の調査等ということで260万ほど計上させてもらっておりまして、今まだちょっと成果のやつが出てきておりませんが、それに伴いまして撤去の方は、6月にほかの委員からの質問もございまして、今年度中に行いたいと答弁しております。

それから、リサイクルシステムの構築に関しましては、先ほど申しましたように、美来の森の最終処分場の整地ですね、廃止の方の届け出も含めまして一体的に、粗大ごみの方は入って

きます。そして、8月1日からの有料化に伴いまして、前、会派の説明等でもお示ししておったとおり、車の台数も減っておりますので、その量を半年ぐらい調査させていただきまして、どんなものの量に対しての破碎施設ですね、何トンぐらいのものが、あまり過大に現状のような形の大きいものじゃなく、何トンのという数値的なものも、どんなものの大きいものを入れていいかという検討もしたいと思っておりますので、そんなことでやっていきたいと思います。

それから、この予算が通りましたら、地区、十九条のところへは、撤去をさせていただくということで説明会を開きたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 地元の方は、そこら辺の説明といいですか、今後の計画等について地元へしっかりとお話をしているか、ちょっと確認をしておきます。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 撤去に関しましては、まだ説明は申し上げておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） この予算が通ればすぐ撤去、解体工事が始まるわけですけど、そのこの美来の森の今後の整備計画の中で、そういったことについては地元の了解があらんと多分困るわけですね、前も土屋議員がいろいろと質問しておるわけですけど、合意をとらんと。そこを確認しないと、こういった整備工事ができないというふうに私は危惧をするわけですけど、そこら辺はどのような認識をされているかということです。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 前にもコンクリートの壁でつくったストックヤード、1億円ぐらいかけてつくったものでございますが、その当時は十九条のところへ2回ほど説明会にお邪魔した記憶がございます。今後に関しましても、その後の計画に関しまして破碎処理施設を、今現状では破碎機を美来の森で置くという場所的には余裕がございません。仮にこの美来の森のところを整地した後につくるとしたときには、説明には上がらないかんと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 粗大ごみ、一般廃棄物等については、25年度までに美来の森を整備するということですね、要は。5億円か6億使ってやるんでしょう。違いますか。25年度末までにその計画をやるということでしょう。実施をするということでしょう。ということは、今から地元へ了解をとっておかんとだめですよ。いいですか。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 言われるとおりでございます。25年度をめどということで、全部町からも引き継いでおりますので、そのような形で持っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明会に関しましては、この予算が通りましてから、先ほども言ったように、破碎機の大きさとか、そういうの実際のデータ等を取りたいものですので、そのような形のものはまた産建の常任委員会とかでは説明を申し上げながら、地元へもおろしていきたいと考えております。よろしく願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 8番 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） ごみ等は毎日出てくるわけです。これをどこかの場所で何らか処理をしないかということとはわかるわけですね。そういった施設が来る自治会といいますか地元に対しては丁寧な説明があると思うんですね。早急にそこら辺を対処してほしいと。部長言われましたことを地元の方に懇切丁寧に説明して、整備ができるようにひとつお願いをしたいと思えます。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第60号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第16、議案第60号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第61号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第17、議案第61号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第62号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第18、議案第62号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第63号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第19、議案第63号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第64号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第20、議案第64号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第65号について（質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第21、議案第65号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号から議案第65号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第22 請願第1号について

議長（星川睦枝君） 日程第22、請願第1号（平成23年）地区公民館補助金増額に関する請願を議題とします。

昨日までに受理した請願は1件です。会議規則第135条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時58分